各 都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区

衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局総務課

医療広告規制におけるウェブサイト等の事例解説書(第5版)について

医療法に基づく医療に関する広告規制(以下「医療広告規制」という。)の具体的な運用につきましては、これまでに、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)」(平成30年5月8日付け医政発0508第1号厚生労働省医政局長通知の別紙3)(最終改正:令和6年9月13日)及び「医療広告ガイドラインに関するQ&A」(平成30年8月10日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡の別添)(最終改正:令和7年3月11日)をお示ししているところです。

また、医療に関する広告規制への関係者の理解を深めるため、厚生労働省にて実施している「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」において、実際に医療広告規制への抵触が認められた事例や、医療広告規制の内容の周知が必要と考えられた事例等をもとに、「医療広告規制におけるウェブサイト等の事例解説書」を作成しております。今般、自由診療で行われる再生医療やエクソソーム等に関する誇大広告・虚偽広告の事例や、SNS・動画における広告形態の詳細化や分かりやすい情報提供のあり方の例示について内容を拡充し、別紙のとおり「医療広告規制におけるウェブサイト等の事例解説書(第5版)」を作成いたしました。つきましては、本内容について御了知のうえ、業務の参考としてご活用いただくとともに、貴管下の医療機関等及び関係団体への周知をお願いいたします。

なお、本事例解説書については、厚生労働省のホームページから入手可能であることを申し添えます。

OURL: https://www.mhlw.go.jp/content/001439423.pdf

○二次元コード :



医療広告規制におけるウェブサイト等の事例解説書 (第5版)

令和7年3月作成

目次

第1章:ウェブサイトにおける事例

新規作成 更新 下線部をクリックすると該当ページに遷移します

			<u> </u>	シしより
5	分類		事例	頁
			(1)治療内容・期間の虚偽(虚偽広告)	6
		虚偽広告	(2)データの根拠を明確にしない調査結果(虚偽広告)	7
			(3)加工・修正した術前術後の写真等の掲載(虚偽広告)	8
		誇大広告	(4)医療広告ガイドラインを遵守している旨の広告(誇大広告)	9
			(5)最上級の比較(比較優良広告)	10
		比較優良広告	(6)他の医療機関との比較(比較優良広告)	11
			(7)著名人との関係性強調(比較優良広告)	12
			(8)施設について誤認させる広告(〇〇センター)(誇大広告)	13
			(9)提供する医療の内容等について誤認させる広告(誇大広告)	14-16
			(10)処方箋医薬品等を必ず受け取れると期待させる広告(誇大広告)	17
			(11)科学的根拠が乏しい情報による誘導(誇大広告)	18
		誇大広告	(12)科学的根拠が乏しい情報による誘導:再生医療関連(誇大広告)	19
1.広告が禁止される	事例		(13)「口腔管理体制強化加算」等の届出について誤認させる広告 (誇大広告)	20
			(14)「再生医療等提供計画」について誤認させる広告 (誇大広告)	21
			(15)データの内訳が示されていない手術件数	22
			(16)体験談(省令禁止事項)	23
			(17)体験談(省令禁止事項) ※口コミサイトから転載	24
			(18)体験談(省令禁止事項)※医療機関のスタッフによる記載	25
		体験談	(19)体験談(省令禁止事項)※体験談の編集	26
			(20)体験談(省令禁止事項)※患者直筆アンケートの加工・転載	27
			(21)体験談(省令禁止事項)※患者の主訴として記載された体験談	28
		ビフォーアフター 写真	(22)ビフォーアフター写真(省令禁止事項)	29
			(23)複数のビフォーアフター写真(省令禁止事項)	30
			(24)ビフォーアフター写真(省令禁止事項)注意が必要な事例	31-32
		_	(25)治療の方法	34
2.広告可能事項の 	記載が不適切な事例	_	(26)医療従事者の専門性資格	35
	3-1 限定解除要件について	_	(27)「専門外来」「診療科名」「専門性資格」「手術件数」「新聞や雑誌等で 紹介された旨」における限定解除	37
		_	(28)自由診療における限定解除	39-44
3.限定解除要件の記載が不適切な		_	(29)未承認医薬品等を用いた自由診療における限定解除	45
事例	3-2 自由診療に関する限 定解除要件について	_	(30)医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療における限定解除	46
		_	(31)医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療における限定解除(GLP-1関連)	47
4.広告するにあたって注意が必要な事例			(32) 様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではない診療科名(誇大広告)	49
			(33)提供される医療とは直接関係ない事項による誘引	50
		_	(34)費用を強調した広告	51-52
		_	(35)医薬品の販売名 (医薬品医療機器等法)	53
		_	(36)バナー広告における違反	54
		_	(37)リスティング広告における違反	55
		_	(38)特定の人のみが閲覧可能な広告における違反	56

目次

2.動画における広告事例

1.広告が禁止される事例

3.限定解除要件の 3-2 記載が不適切な 自由

事例

動画における広告形態と主な違反形態

自由診療に関する限

定解除要件について

体験談

写真

ビフォーアフター

第2章:SNS・動画における事例

事例 分類 頁 1.SNSにおける広告事例 57 SNSにおける広告形態と主な違反形態 58-59 体験談 (39)体験談(省令禁止事項) 60 1.広告が禁止される事例 ビフォーアフター (40)ビフォーアフター写真(省令禁止事項) 61 写真 3.限定解除要件の 3-2 自由診療に関する限 記載が不適切な (41)自由診療における限定解除 62-63 定解除要件について

(42)体験談(省令禁止事項)

(44)自由診療における限定解除

(43)ビフォーアフター写真(省令禁止事項)

更新

下線部をクリックすると該当ページに遷移します

64

65-66

67

68

69-70

新規作成

改訂履歴

令和3年7月 作成 令和5年2月 一部改訂 令和5年10月 一部改訂 令和5年10月 一部改訂 令和6年3月 一部改訂 令和7年3月 一部改訂

はじめに

近年、美容医療サービスに関する情報提供を契機として、消費者トラブルが発生していること等を踏まえ、 平成29年に医療に関する広告規制の見直しを含む医療法の改正が行われ、平成30年6月1日に施行 されました。これにより、広告規制の対象範囲が単なる「広告」から「広告その他の医療を受ける者を誘引す るための手段としての表示」へと変更され、ウェブサイト等による情報提供も規制の対象となりました。

ただし、ウェブサイト等については、他の広告媒体と同様に広告可能事項を限定する場合、詳細な診療内容など患者等が求める情報の円滑な提供が妨げられるおそれがあります。そこで、医療を受ける者による適切な医療の選択が阻害されるおそれが少ない場合には、以下の要件を満たすことにより、広告可能事項の限定を解除できます。

<限定解除要件>

- ① 医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブ サイトその他これに準じる広告であること
- ② 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること
- ③ 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること
- ④ 自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること

本改正を受け、厚生労働省では平成29年度から「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」においてネットパトロールを実施し、医療機関のウェブサイトによる情報提供における監視を強化しています。

今般、医療広告規制の更なる理解を図るため、ネットパトロールにおいて蓄積された実際の事例等を基に、個々の事例を分かりやすく解説する本事例解説書を作成しました。医療機関のウェブサイトによる情報提供は、限定解除要件を満たすことによって広告が可能である事例が多いことから、本事例解説書においては、限定解除要件に関連した事例を多く掲載しています。ただし、掲載した事例は一例であり、不適切な例や改善例の全てではない点についてはご留意ください。

本事例解説書を活用いただき、「規制する側」である自治体や「規制される側」である医療機関・ウェブサイト制作事業者、また、国民の各者において、医療に関する広告規制の理解が深まることを願っています。

- ※なお、本事例解説書では、上記限定解除要件の4要件のうち、一般的なウェブサイト(リスティング広告、 バナー広告を除く)等であれば、原則として①の要件を満たすことから、広告が①の要件を満たすことを 前提として、②から④を対象とする事例解説を行っています。
- ※本事例解説書は現行の法令やガイドライン等に準拠して、わかりやすく解説することを目的に作成いたしました。今後、法令やガイドライン等が改訂された場合には、それに合わせた見直しを行う予定です。
- 医療機関のウェブサイトについて、医療広告違反の疑いのある表示があった場合は、以下のサイトに情報をお寄せくださいますようお願いいたします。
 - <厚生労働省「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」受付窓口> https://iryoukoukoku-patrol.mhlw.go.jp/
- 医療広告に関するご相談は、医療機関を所管する自治体の窓口にご連絡をお願いいたします。 問合せ窓口一覧を厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、適宜ご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/000732975.pdf

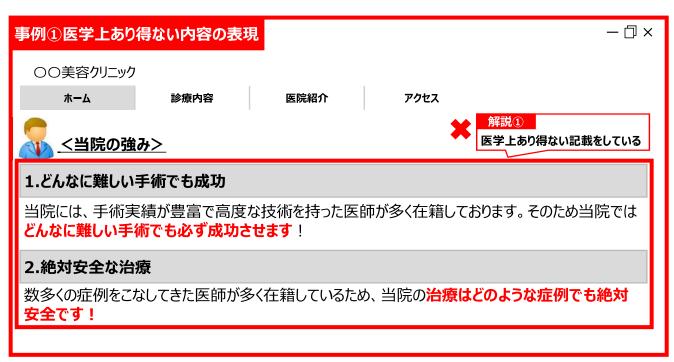
第1章 ウェブサイトにおける事例

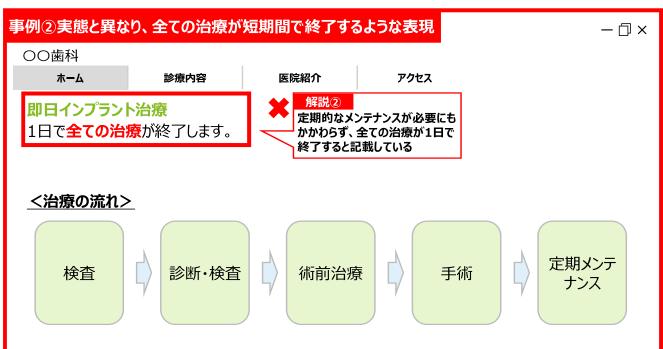
- 1-1 広告が禁止される事例
- 1-2 広告可能事項の記載が不適切な事例
- 1-3 限定解除要件の記載が不適切な事例
 - 1限定解除要件について
 - 2自由診療に関する限定解除要件について
- 1-4 広告するにあたって注意が必要な事例

(1) 治療内容・期間の虚偽 (虚偽広告)

治療内容や期間を偽った表現

医療広告ガイドラインでは、絶対安全な手術等は、医学上あり得ないため、虚偽広告として取り扱うこととされている。 また、治療後の定期的な処置等が必要であるにもかかわらず、全ての治療が短期間で終了するといった内容の表現を記載している場合には、 虚偽広告として取り扱うこととされている。





医療法関連法令	法第6条の5第1項
医療広告ガイドライン	第3の1 (1) 内容が虚偽にわたる広告 (虚偽広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(2) データの根拠を明確にしない調査結果(虚偽広告)

データの根拠を明確にしない調査結果

医療広告ガイドラインでは、調査結果等の引用による広告について、データの根拠(具体的な調査方法等)を明確にせず、データの結果と考えられるもののみを示すものについては、虚偽広告として取り扱うこと、とされている。



患者満足度調査の扱いについて (医療広告ガイドライン抜粋)

患者満足度調査を実施している旨、当該調査の結果を提供している旨又は当該調査の結果の入手方法等については広告可能であるが、当該調査の結果そのものについては、広告が認められないことに留意すること

医療法関連法令	法第6条の5第1項
医療広告ガイドライン	第3の1 (1) 内容が虚偽にわたる広告(虚偽広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-22

(3) 加工・修正した術前術後の写真等の掲載 (虚偽広告)

加工・修正した術前術後の写真等の掲載

医療広告ガイドラインでは、「加工・修正した術前術後の写真等の掲載」の取扱いとして、あたかも効果があるかのように見せるため加工・修正した術前術後の写真等については、虚偽広告として取り扱うべき、とされている。

事例 加工・修正した術前術後の写真等の掲載

○○歯科医院

トップページ

診療内容

C 03-xxxx-xxxx

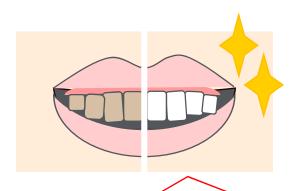
料金一覧

お問い合わせ

診療時間 10:00~18:00 休診日 日曜·祝日

歯のホワイトニング

ホワイトニングによって、歯の着色を除去し、輝く 白い歯を手に入れることができます。 お口を開けた時のお顔の印象が明るくなります!



×

解説

実際には施術していないフリー素材の画像やイラスト、また人物写真等を分割し、片方のみ美しく修正するといった加工を施して、あたかも術前・術後の治療の成果のように見えるイメージを掲載している

医療法関連法令	法第6条の5第1項
医療広告ガイドライン	第3の1 (1) 内容が虚偽にわたる広告 (虚偽広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(4) 医療広告ガイドラインを遵守している旨の広告 (誇大広告)

- □ ×

医療広告ガイドラインを遵守している旨を強調した表現

医療広告ガイドラインを遵守していることは、特段、強調すべきことでは ないと考えられるため、文字の大きさ・色等によって強調するような表現 は認められない。また、公的な制度により行政機関が保証しているよう に誤認を与える表現も、同様に認められない。

事例① 文字の大きさや色等による過度な強調

○○美容外科クリニック

ホーム

診療時間 10:00~18:00 休診日 日曜·祝日

診療科名

文字の大きさ・色等で医療広告 ガイドラインを遵守している旨を 強調している

医療広告ガイドラインの遵守について

○○美容外科クリニックは、厚生労働省より2018年6 月に施行された「**医療広告ガイドライン」を遵守したサ** イトを作成しております。それに伴い、いくつかの項目の 削除や修正を実施致しました。

ご理解のほどよろしくお願い致します。

○○美容外科クリニック 院長 〇〇

診療案内

当院は、美容外科として豊富な実績を持つ医師が揃ってお り、ご来院される皆様のお悩みやご希望を丁寧にお伺いした 上で、適切な施術等をご提案できるよう心掛けております。ど うぞご安心の上ご来院ください。

よくあるご質問 ← クリックしてください。

事例② 規制遵守を公的な制度により行政機関 が保証するような表現

○○美容外科クリニック 解説②

ホーム

診療科タ

医療広告規制を遵守している旨 について、制度として行政機関が 認証を与えていると誤認させるよ うな表現になっている

厚生労働省 医療広告規制 適合 (医)-第〇〇号

当院のサイトは、厚生労働省が定め た医療広告ガイドラインの遵守状 況を確認する審査制度に基づき、 指定審査機関から認定証を取得し たことをお知らせいたします。

診療案内

当院は、美容外科として豊富な実績を持つ医師が揃ってお り、ご来院される皆様のお悩みやご希望を丁寧にお伺いした 上で、適切な施術等をご提案できるよう心掛けております。ど うぞご安心の上ご来院ください。

よくあるご質問 ← クリックしてください。

医療広告ガイドラインを遵守している旨を強調しない表現 による改善例

医療広告ガイドラインを遵守している旨を記載する場合は、過度 に強調せずに記載する。

○○美容外科クリニック

診療時間 10:00~18:00 休診日 日曜・祝日 03-xxxx-xxxx

- 🗇 🗡

ホーム

診療科名

医院紹介

アクセス

地域に密着した医療サービスの提供を 目指します。



診療案内

当院は、美容外科として豊富な実績を持つ医師が揃ってお り、ご来院される皆様のお悩みやご希望を丁寧にお伺いした 上で、適切な施術等をご提案できるよう心掛けております。ど うぞご安心の上ご来院ください。

よくあるご質問 ← クリックしてください。

お知らせ・最新情報

2021年〇月〇日 2020年〇月〇日

当院のホームページをリニューアルいたしました。 ○月~○月の当院所属医師の診察・手術 担当曜日と時間を掲載いたしました。

解説

医療広告ガイドラインを遵守している 旨について、過度な記載はしていない

サイトマップ

プライバシーポリシ-

当院のホームページは、厚生労働省より2018年6月に施行された「医療広告ガイドライン を遵守して作成しております。

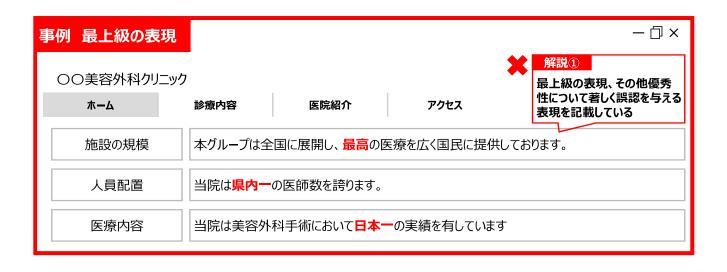
Copyright®○○美容外科クリニック All Rights Reserved.

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-13

(5) 最上級の比較(比較優良広告)

最上級の表現

医療広告ガイドラインでは、最上級の表現その他優秀性について著しく誤認を与える表現は、客観的な事実であったとしても、禁止される表現に該当する。



医療法関連法令	法第6条の5第2項第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告 (比較優良広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-3

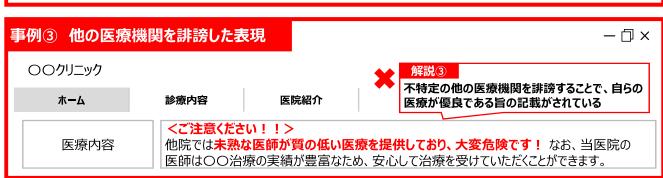
(6) 他の医療機関との比較(比較優良広告)

他の病院又は診療所と比較して優良である旨の表現

医療広告ガイドラインでは、特定又は不特定の他の医療機関と自らを比較の対象とし、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等について、自らの病院等が他の医療機関よりも優良である旨の記載は医療に関する広告としては認められない、とされている。



事例② 他の医療機関と比較した表現 ○○クリニック ホーム 診療内容 医院紹介 施設の規模 当院は美容外科手術における脂肪吸引術の件数において日本一の実績を有しています! 人員配置 当医院の医師は<mark>県内でも有数の治療実績</mark>があります 医療内容 当医院は○○市の他の医療機関と比較して、インプラント手術成功率が高いです。



広告が可能である場合 (医療広告ガイドライン抜粋)

最上級を意味する表現その他優秀性について著しく誤認を与える表現を除き、必ずしも客観的な事実の記載を妨げる ものではないが、求められれば内容に係る裏付けとなる合理的な根拠を示し、客観的に実証できる必要がある。調査 結果等の引用による広告については、出典、調査の実施主体、調査の範囲、実施時期等を併記する必要がある。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告(比較優良広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(7) 著名人との関係性強調(比較優良広告)

著名人との関係性を強調した表現

医療広告ガイドラインでは、著名人との関連性を強調するなど、患者等に対して他の医療機関より著しく優れているとの誤認を与えるおそれがある表現は、患者等を不当に誘引するおそれがあることから、比較優良広告として取り扱うこと、とされている。



医療法関連法令	法第6条の5第2項第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告 (比較優良広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(8) 施設について誤認させる広告(OOセンター) (誇大広告)

広告をしてはならない〇〇センターの表現

医療機関の名称、又は医療機関の名称と併記して掲載される名称は、本ページ右側の「○○センターの広告が可能である場合 (医療広告ガイドライン抜粋)」に記載されている2つの箇条書きの場合以外については、医療広告ガイドラインでは誇大広告として取り扱うべきであること、とされている。



広告が可能である〇〇センターの表現

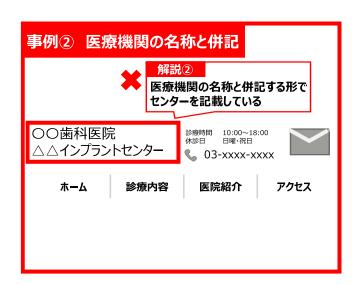
医療広告ガイドラインでは、以下に記載するもののほか、医療機関が提供する医療の一部を担当する部門名として患者向けに院内向けに院内掲示しているものをそのままウェブサイトに掲載している場合等には、原則として、内容が誇大なものとして扱わないこと、とされている。

○○センターの広告が可能である場合 (医療広告ガイドライン抜粋)

● 法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は 診療所であるものとして、救命救急センター、休日夜間 急患センター、総合周産期母子医療センター等、一定 の医療を担う医療機関である場合

又は

● 当該医療機関が当該診療について、地域における中 核的な機能や役割を担っていると都道府県等が認める 場合

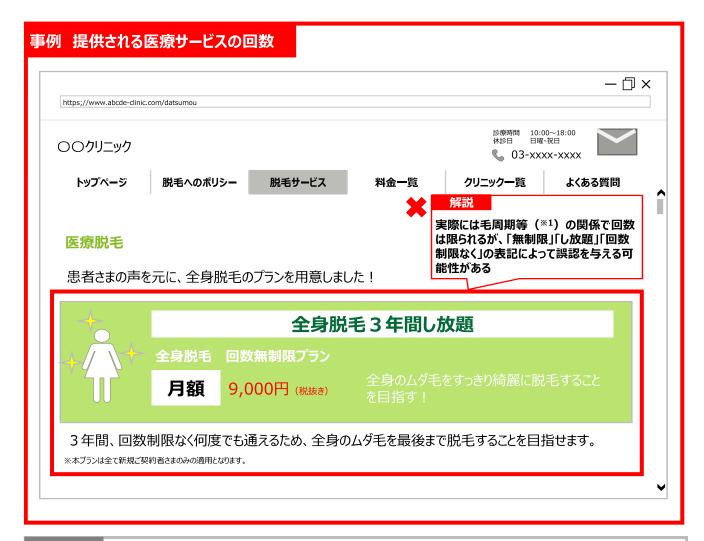


医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-13,5-5

(9) 提供する医療の内容等について誤認させる広告(誇大広告)(個別具体例1/3)

提供する医療の内容等について事実を不当に誇張して表現している等、人を誤認させる表現

医療広告ガイドラインでは、必ずしも虚偽ではないが、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させる広告(一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容に相違があるもの)は、医療に関する広告としては認められないものである、とされている。



※1 毛周期

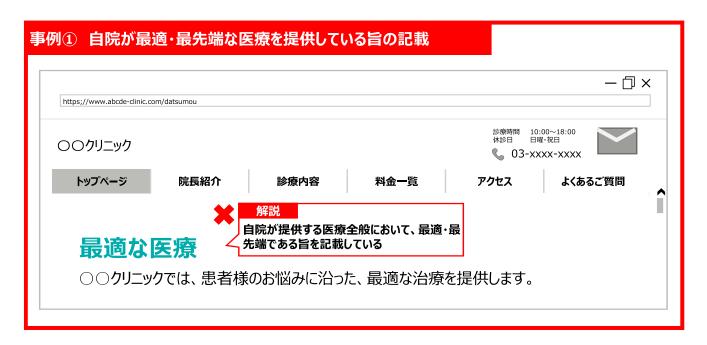
毛周期とは体毛が生え変わるサイクルのことを示しており、そのサイクルの限られた期間に脱毛を行うことで効果が発揮されるが、一回脱毛をすると次の脱毛をするサイクルになるまで一定期間を空ける必要がある。そのため、実質的には契約期間中において受けられる脱毛の回数は限られる。

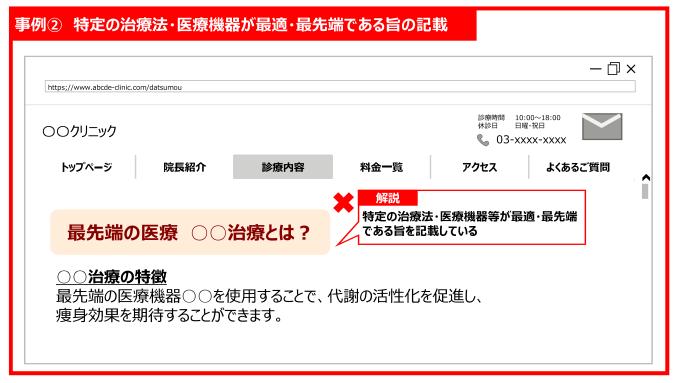
医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(9) 提供する医療の内容等について誤認させる広告(誇大広告)(個別具体例2/3)

提供する医療の内容等について事実を不当に誇張して表現している等、人を誤認させる表現

医療広告ガイドラインでは、必ずしも虚偽ではないが、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させる広告(一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容に相違があるもの)は、医療に関する広告としては認められないものである、とされている。



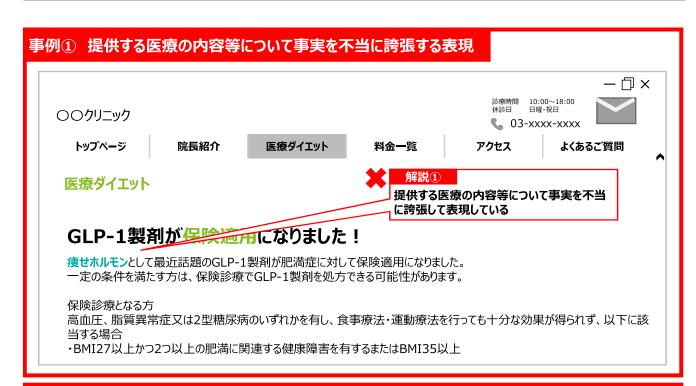


医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-2

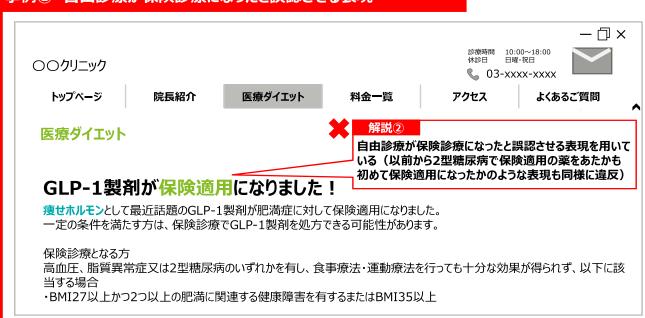
(9) 提供する医療の内容等について誤認させる広告(誇大広告)(個別具体例3/3)

提供する医療の内容等について事実を不当に誇張して表現している等、人を誤認させる表現

医療広告ガイドラインでは、必ずしも虚偽ではないが、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させる広告(一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容に相違があるもの)は、医療に関する広告としては認められないものである、とされている。



事例② 自由診療が保険診療になったと誤認させる表現

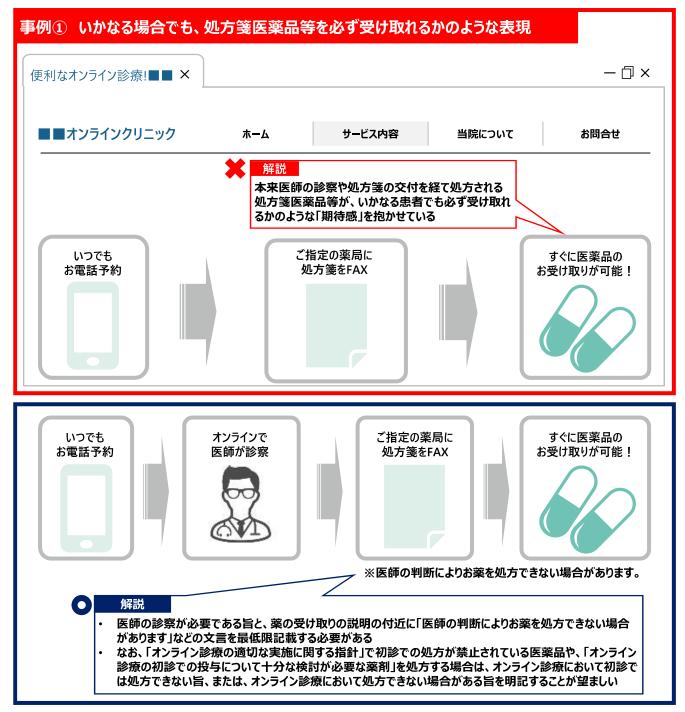


医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(10) 処方箋医薬品等を必ず受け取れると期待させる広告 (誇大広告)

処方箋医薬品等を必ず受け取れると期待させる表現

医療広告ガイドラインでは、「必ずしも虚偽ではないが、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させる広告を意味するものであり、医療広告としては認められない。」とされ、かつここでいう「人を誤認させる」とは、「一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容に相違があること」とされている。

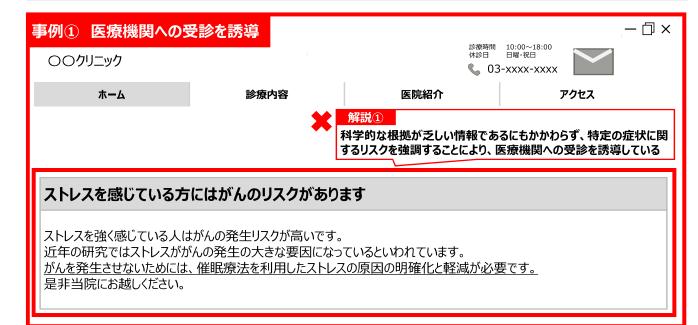


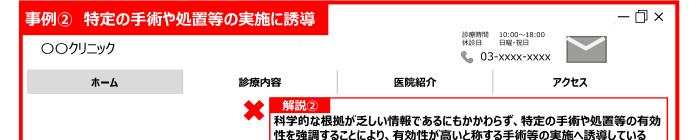
医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(11) 科学的根拠が乏しい情報による誘導(誇大広告)

科学的根拠が乏しい情報を用いて医療機関への受診や手術へ誘導する表現

医療広告ガイドラインでは、科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、特定の症状に関するリスク、又は手術や処置等の有効性を強調することにより、医療機関への受診や手術へ誘導するものは、誇大広告として取り扱うこと、とされている。また、自由診療で行われる治療について、標準治療等と同等もしくはそれ以上に有効性や安全性が担保されていることを謳う又は暗示する表現も、「誇大な広告」に該当する。





○○療法で期待できることは?

○○療法は免疫機能や細胞を活性化し、様々な効果を引き出します。例えば次の効果が期待でき、おすすめです。

【悪性腫瘍の治療】

肺癌、大腸癌、子宮癌、皮膚癌等の治療に有効です。

【ウイルス性疾患の治療】

肝炎、HIV、インフルエンザウイルスを体内から除去します。

【アンチエイジング】

美白・美肌・ダイエットにも効果的です。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(12) 科学的根拠が乏しい情報による誘導: 再生医療関連(誇大広告)

科学的根拠が乏しい情報を用いて医療機関への受診や手術へ誘導する表現

医療広告ガイドラインでは、科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、特定の症状に関するリスク、又は手術や処置等の有効性を 強調することにより、医療機関への受診や手術へ誘導するものは、誇大広告として取り扱うこと、とされている。これは、再生医療においても同様であり、自由診療で行われる「再生医療」について、標準治療等と同等もしくはそれ以上に有効性や安全性が担保されていることを謳う又は暗示する表現は、「誇大な広告」に該当する。

事例① 特定の治療の実施に誘導



解説①-1

科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、特定の処置等の有効性を 強調することにより、有効性が高いと称 する治療の実施へ誘導している



解説①-2

科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、他の処置等のリスクを引き合いに出して強調することにより、特定の治療の実施へ誘導している

当院が行う「● ●療法」は、いま注目の再生医療です!

当院が行う●●療法は、ご自身の血液から抽出した●●の自己治癒力を用いてお肌のエイジングケアを行う再生療法です。

当院独自の技術を用いており、ヒアルロン酸の皮下注射に比べ、<u>ゆっくりと</u> <u>自然に、半永続的な美肌効果を得られます。</u>

自分自身の細胞を利用する治療のため、これまでの治療法で見受けられたアレルギーや感染症等の<u>副作用は発生しません。身体への負担が少ないと注目されている治療法です。</u>

事例② 特定の治療の実施に誘導



解説②-1

エクソソームや培養上清液については、厚生労働省や諸外国の規制当局等において有効性や安全性が確認されておらず、医療技術としては科学的な根拠が乏しいにもかかわらず、特定の処置等の有効性を強調することにより、有効性等が高いと称する治療の実施へ誘導している



解説②-2

高品質であることや、非公的な団体による品質等の認定を受け、安全性が担保されているように強調することにより、特定の治療の実施へ誘導している

がん治療に「エクソソーム療法」をおすすめする理由

従来から、「手術」「薬物療法」「放射線治療」ががんの三大治療法とされてきました。しかしながら、これらの治療法には、身体や健康な細胞を傷つけるデメリットもあります。

当院で提供する「エクソソーム療法」は、がん細胞の増殖や成長、転移を抑制する働きがあることが確認されています。また、免疫を活性化する働きもあり、アンチエイジングや疲労感回復などのさまざまな効果が期待できます。加えて、当院で利用するエクソソームは、〇〇エクソソーム安全性審査委員会の審査で、最高品質のグレードA評価を受けた安全安心の再生医療グレードのエクソソームです。

補足

医薬品医療機器等法に基づき、薬事承認された医薬品、医療機器、再生医療等製品をその承認された 適応内で使用する場合や、保険収載された又は先進医療Bとして評価療養が行われている医療技術については広告可能です。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

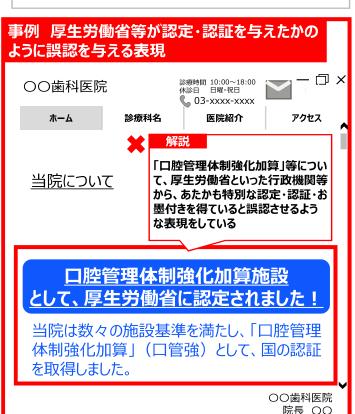
(13) 「口腔管理体制強化加算」等の届出について誤認させる広告 (誇大広告)

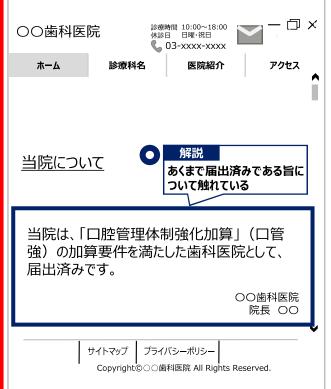
厚労省が認定したかのように誤認させる表現

「口腔管理体制強化加算」や「歯科外来診療環境体制加算」等については医療機関が加算要件に合致している旨の届出をするものであるため、厚生労働省等が特別に認定・認証等を与えていると誤認させるような表現は、「誇大な広告」に該当する。

厚労省が認定したかのように誤認させる表現の改善例

「口腔管理体制強化加算」や「歯科外来診療環境体制加算」 等について届出済みである旨を記載する場合は、あくまで届出済 みである旨について記載する。





診療報酬の施設基準を満たす旨の 記載に関する留意事項

診療報酬の施設基準を満たす旨について誤認を与える表現や過度に強調することは誇大広告に該当するが、医療広告ガイドライン第1-2(1)「広告を行う者の責務」において、「医療広告を行う者は、その責務として、患者等が広告内容を適切に理解して、適切に治療等を選択できるよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならない。」とされていることから、国民・患者にとって適切かつ分かりやすい説明を付すことが望ましい。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(14) 「再生医療等提供計画」について誤認させる広告 (誇大広告)

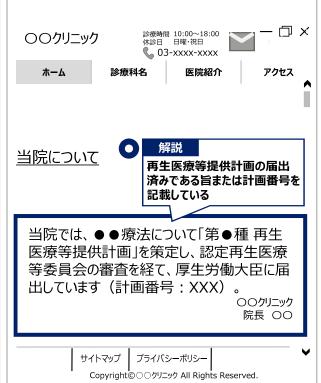
厚労省が認定したかのように誤認させる表現

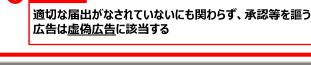
「再生医療等提供計画」については、特定認定再生医療等委員会または認定再生医療等委員会の審査を経て、厚生労働大臣に届出されるものであるため、厚生労働省等から特別な認定・認可を得ていると誤認させるような表現は、「誇大な広告」に該当する。

厚労省が認定したかのように誤認させる表現の改善例

「再生医療等提供計画」について記載する場合は、あくまで認定再生医療等委員会等の審査を経て、厚生労働大臣に届出済みである旨または再生医療等提供計画の番号を記載する。

事例 医療機関又は特定の治療法が厚生労働省等から 特別な承認・認可を得ていると誤認を与える表現 口× 診療時間 10:00~18:00 ○○クリニック 日曜・祝日 . 03-xxxx-xxxx アクセス 診療科名 ホーム 医院紹介 ۸ 当院について 施設として特別な承認・認可・お墨 付きを得ていると誤認させるような 表現をしている 再生医療等提供施設として 厚生労働省から認可を受けています 当院の●●療法は、国の厳格な審査をクリアし 厚生労働省にも承認された治療法です。 解説 解説 治療法として特別な承認・ 厚生労働省等による 認可・お墨付きを得ていると "厳格な"審査を受けた





誤認させるような表現をし

ている

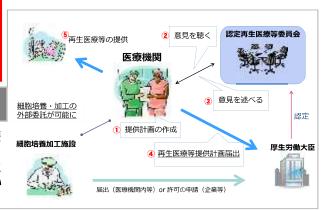
注意

再生医療等安全性確保法について

特別な治療法と誤認さ

せる表現をしている

再生医療等安全性確保法では、厚生労働大臣は認定再生医療等委員会の認定、また、届出された再生医療等提供計画の受理、細胞培養加工施設の届出の受理や許可等を行っています。厚生労働大臣は個別の再生医療等提供計画の有効性・安全性について承認・認可等を行い、お墨付きを与えているわけではありません。

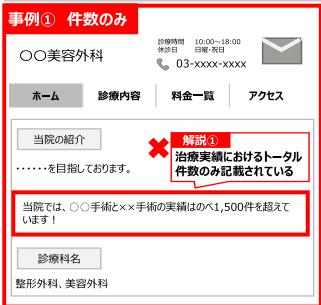


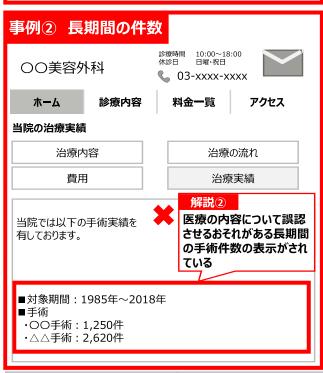
医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(15) データの内訳が示されていない手術件数

データの内訳が示されていない手術件数の表現

医療広告ガイドラインでは、手術件数を広告する際には、当該手術件数に係る期間を併記する必要がある、とされている。なお、長期間の件数で、現在提供されている医療の内容について誤認させるおそれがあるものは誇大広告に該当する可能性がある、とされている。





手術件数におけるデータの内訳を詳細に示した表現による改善例

手術件数において、対象期間を明示した上で1年ごとに集計したものを複数年に渡って示すことが望ましい。また当該件数に係る期間を併記した場合であっても、広告可能事項で示した範囲で広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号、法第6条の5第3項第14号
医療広告ガイドライン	第404 (14) 法第6条05第3項第14号
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-16,3-17

(16) 体験談(省令禁止事項)

治療内容又は効果に関する体験談の表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされている。



医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18

(17) 体験談(省令禁止事項)(個別具体例1/5)

※ロコミサイトから転載

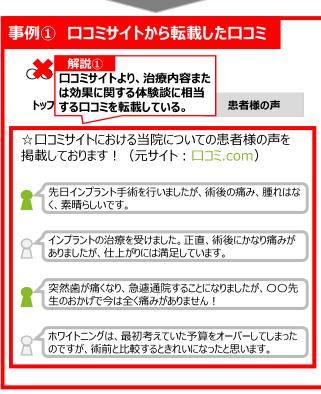
口コミサイトの口コミを掲載している表現

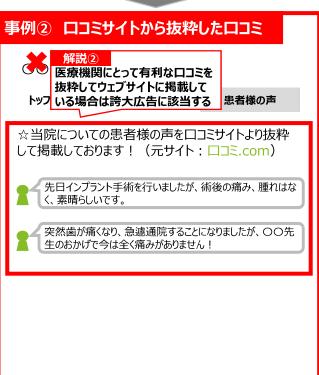
治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。特に、医療機関にとって便益を与える感想等を取捨選択し掲載するなどして強調することは、虚偽・誇大にあたるため広告できない。

定りましたのか。 全国の歯科医院の口コミを掲載しております!! 先日インプラント手術を行いましたが、術後の痛み、腫れはなく、素晴らしいです。 インプラントの治療を受けました。正直、術後にかなり痛みがありましたが、仕上がりには満足しています。 突然歯が痛くなり、急遽通院することになりましたが、〇〇先生のおかげで今は全く痛みがありません! ホワイトニングは、最初考えていた予算をオーバーしてしまったのですが、術前と比較するときれいになったと思います。

全ての口コミを転載

ロコミを 抜粋





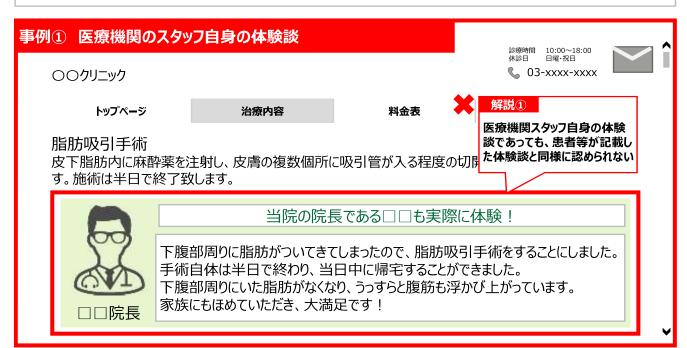
医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-9

(18) 体験談(省令禁止事項)(個別具体例2/5)

※医療機関のスタッフによる記載

医療機関のスタッフが記載した体験談

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされており、患者等ではなく医療機関のスタッフ等が記載した体験談であっても規制の対象となる。



事例② 医療機関のスタッフが記載した患者等の体験談

解説②

○○クリニック

トップページ

治療内容

料金表

医療機関スタッフが患者等の体験内容を代わりに記載した場合であっても、患者等が記載した体験談と同様に認められない

ダイエットいらず!脂肪吸引手術の紹介!

2021年7月2日

今回は当院で提供している脂肪吸引手術のご紹介です!

ダイエットが長続きしない人も多いと思います。そこでお勧めするのが、「脂肪吸引手術」です。 脂肪吸引手術は脂肪を直接取り除くため、楽に理想の体を手に入れることができます。 先日実際に体験された患者様も、横っ腹の脂肪を吸引されて、ウエストが〇センチも下がりました。「こんなに理想の体型になれるとは思っていなかった。この医療機関で手術をしてよかった」とおっしゃり、満足して帰宅いただきました。

痩せたいけどなかなか痩せられない方、ぜひ「脂肪吸引手術」を受けてみてください!

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18

(19) 体験談(省令禁止事項)(個別具体例3/5)

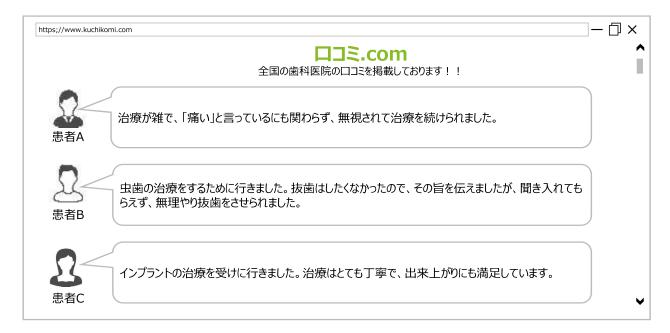
※医療機関の検索が可能なウェブサイトに掲載された体験談の編集依頼

体験談の内容を編集している違反例

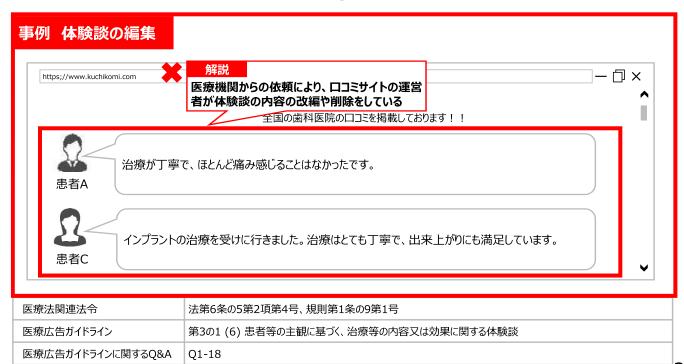
医療機関の検索が可能なウェブサイトに掲載された体験談については、医療機関からの影響を受けずに患者やその家族が行う推薦に留まる限りは、誘引性は生じず、医療広告に該当しない。

しかし、医療機関からの依頼によって、当該ウェブサイトの運営者が、体験談の内容を改編したり、否定的な体験談を削除したり、又は肯定的な体験談を優先的に上部に表示するなど体験談を医療機関の有利に編集している場合は、医療広告に該当し、禁止される広告(患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談)となる。

ただし、当該体験談が名誉毀損等の不法行為に当たる場合は、医療機関による削除等の依頼は医療法違反には当たらない。



医療機関からの依頼を受けて口コミサイト 運営会社が体験談の内容を編集

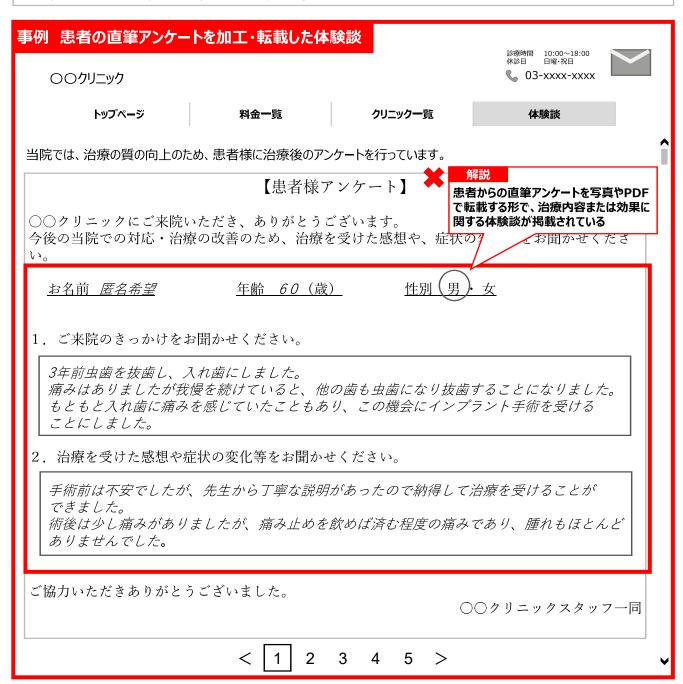


(20) 体験談(省令禁止事項)(個別具体例4/5)

※患者直筆アンケートの加工・転載

治療内容又は効果に関する体験談の表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされており、患者の直筆アンケートを、画像トリミングやPDF化等の手法で加工・転載された体験談も、規制の対象となる。



医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18

(21) 体験談(省令禁止事項)(個別具体例5/5)

※患者の主訴として記載された体験談の掲載

治療内容又は効果に関する体験談の表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされており、とある患者の主訴として記載された体験談であっても、規制の対象となる。

事例 患者の主訴として記載された、治療内容または効果に関する体験談

診療時間 10:00~18:00 休診日 日曜・祝日

○○クリニック

トップページ

料金一覧

クリニック一覧

体験談

C 03-xxxx-xxxx

当院では、△△治療を行っています。 実際に治療を行った医師が、代表的な症例をご紹介します。

CASE1

40代女性 Aさん

5年間悩まされていた○○病の症状が、△△治療で改善した症例

Aさんは、5年前より○○病と診断され、療養を続けられておりました。 しかしながら症状が改善しなかったため、半年前に当院にご来院されました。

当院ではご本人と相談し、今まで受けてこられなかった△△治療を開始することとしました。

1回目の治療が終わり、Aさんが<u>「5年間悩まされていた痛みが和らいだ」</u>と仰るなど、早速効果がみられました。さらに、治療開始後3カ月経過した時点では、<u>「痛みがほとんどなくなり、日常生活が楽になった」</u>とお話されるほどに改善しました。

5年間悩んでおられた症状が改善されたことは、

私どもも大変嬉しく思います。



解説

医師による症例紹介の中で、あたかも患者の主訴・治療内容の解説等のように、患者の主観による治療内容または効果に関する体験談が掲載されている

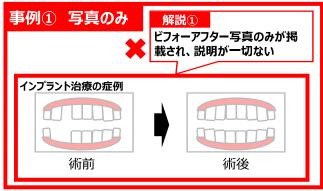
担当医師XX

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18

(22) ビフォーアフター写真(省令禁止事項)

ビフォーアフター写真において治療等の効果又は内容に ついて患者等に誤認を与えるおそれがある表現

医療広告ガイドラインでは、個々の患者の状態等により当然に治療等の結果は異なるものであることを踏まえ、誤認させるおそれがある写真等については医療に関する広告としては認められないとされている一方で、詳細な説明を付した場合についてはこれに当たらない、とされている。ビフォーアフター写真の掲載に必要な情報が十分に記載されておらず治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがあるものについては、広告することはできない。



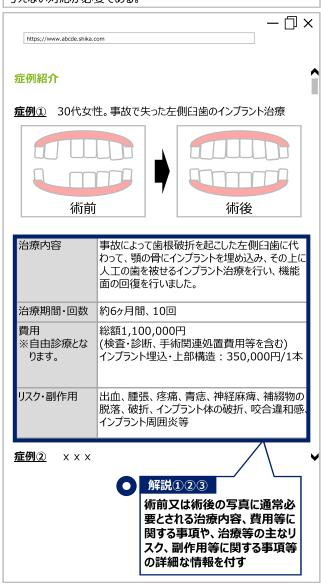




ビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付すことにより広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



補足

術前又は術後のイラストや、術前のみ又は術後のみの写真についても 通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療の主なリスク・ 副作用等の情報を付す必要がある。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

(23) 複数のビフォーアフター写真(省令禁止事項)

複数のビフォーアフター写真について、まとめて詳細な説明が付された表現

複数のビフォーアフター写真について、術前又は術後の写真に通 常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主 なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を、まとめて付し ているものは、広告することはできない。

事例 複数の治療方法の写真をまとめて説明

症例紹介

症例① 足の脂肪吸引(ベイザー脂肪吸引法)



症例② 腹部の脂肪吸引 (チューメセント法)





<u>症例③</u>

解説

複数の治療方法の写真に対 して説明をまとめて記載して いる

局所麻酔を行い、皮膚を切開し、脂肪を柔ら かくした後に、脂肪吸引を行いました。
1-2回
150,000円~200,000円
内出血、術後の腫れ、痛み

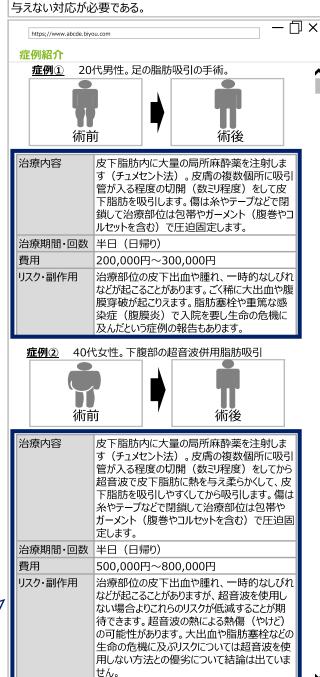
解説

それぞれの写真に対して術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付す

複数のビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を、それぞれに付すことにより広告が可能となる。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

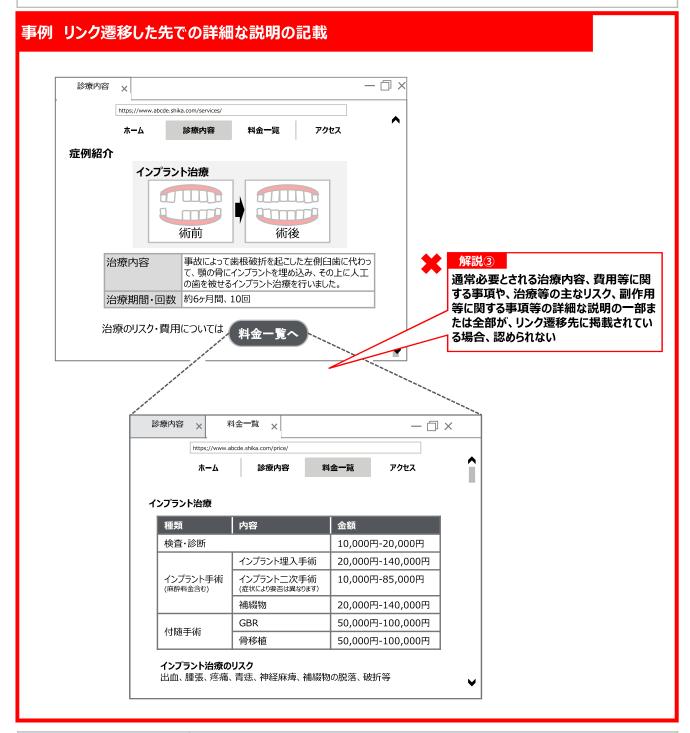


医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

(24) ビフォーアフター写真(省令禁止事項) (注意が必要な事例 1/2)

ビフォーアフター写真について、リンクを張った先に詳細な説明が付された表現

医療広告ガイドラインでは、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報の掲載場所については、患者等にとって分かりやすいよう十分に配慮し、例えば、リンクを張った先のページへ掲載したり、利点や長所に関する情報と比べて極端に小さな文字で掲載したりといった形式を採用してはならないとされている。

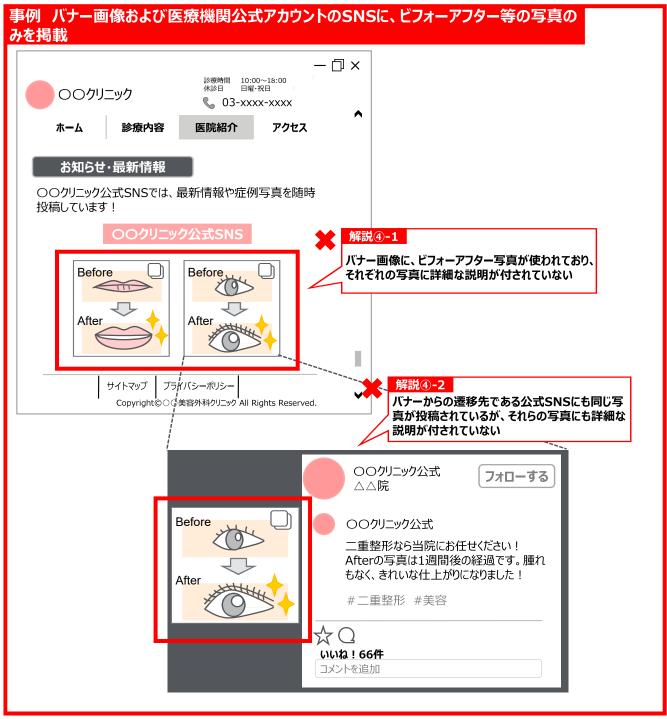


医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

(24) ビフォーアフター写真(省令禁止事項) (注意が必要な事例 2/2)

ウェブサイト上のバナー画像および医療機関公式アカウントのSNS上に、ビフォーアフター写真が掲載されており、説明が付されていない

医療広告ガイドラインでは、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報の掲載場所については、患者等にとって分かりやすいよう十分に配慮し、例えば、リンクを張った先のページへ掲載したり、利点や長所に関する情報と比べて極端に小さな文字で掲載したりといった形式を採用してはならないとされている。



医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

第1章 ウェブサイトにおける事例

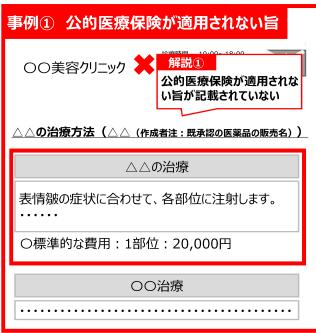
- 1-1 広告が禁止される事例
- 1-2 広告可能事項の記載が不適切な事例
- 1-3 限定解除要件の記載が不適切な事例
 - 1限定解除要件について
 - 2自由診療に関する限定解除要件について
- 1-4 広告するにあたって注意が必要な事例

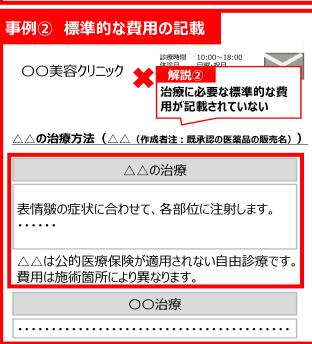
2. 広告可能事項の記載が不適切な事例

(25) 治療の方法

治療の方法について広告をすることができない表現

医薬品医療機器等法で承認された医薬品又は医療機器をその 承認等の範囲で使用した自由診療について、治療に公的医療保 険が適用されない旨又は標準的な費用を記載していないため、広 告することはできない。

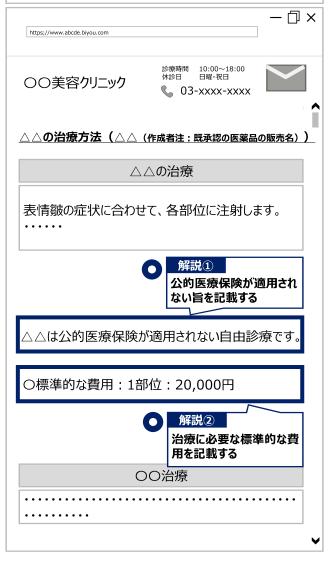




治療の方法の表現に係る改善例

医薬品医療機器等法で承認された医薬品又は医療機器をその 承認等の範囲で使用した自由診療については、治療に公的医療 保険が適用されない旨、及び標準的な費用を記載することにより 広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



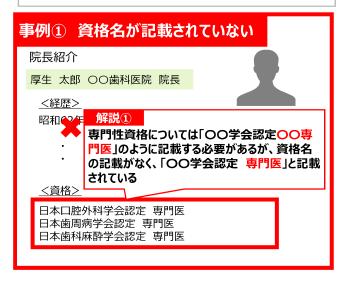
医療法関連法令	法第6条の5第3項第13号
医療広告ガイドライン	第4の4 (13) 法第6条の5第3項第13号
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-9

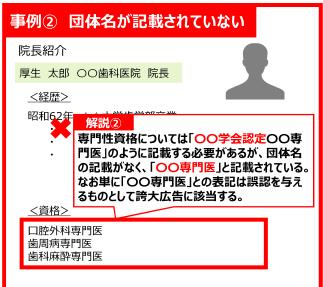
2. 広告可能事項の記載が不適切な事例

(26) 医療従事者の専門性資格

広告することができない医療従事者の専門性資格の表現

厚生労働大臣が届出を受理した専門性資格については広告が可能であるが、団体名及び団体が認定する専門性の資格名が(〇〇学会認定〇〇専門医)記載されていない場合は広告をしてはならない。

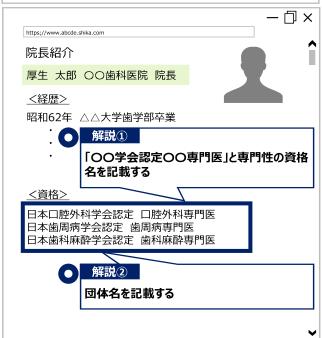




医療従事者の専門性資格の表現に係る改善例

厚生労働大臣が届出を受理した専門性資格については、団体名 及び団体が認定する専門性の資格名を記載することにより広告が 可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



補足

厚生労働大臣が届出を受理しており、広告が可能である専門性資格は、「医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名(厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定するもの)等について」を参照。URL: https://www.mhlw.go.jp/content/001063553.pdf

厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格について広告する場合は、「〇〇学会認定〇〇専門医」などと記載したうえで、限定解除要件を満たす必要がある。詳細はP.35を参照。

医療法関連法令	法第6条の5第3項第9号、規則第1条の9の2第1号、第2号
医療広告ガイドライン	第4の4 (9) 法第6条の5第3項第9号
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-5,3-6,3-7

第1章 ウェブサイトにおける事例

- 1-1 広告が禁止される事例
- 1-2 広告可能事項の記載が不適切な事例
- 1-3 限定解除要件の記載が不適切な事例
 - ①限定解除要件について
 - 2自由診療に関する限定解除要件について
- 1-4 広告するにあたって注意が必要な事例

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-1 限定解除要件について

(27)「専門外来」「診療科名」「専門性資格」「手術件数」 「新聞や雑誌等で紹介された旨」における限定解除

限定解除要件を満たしていない例

厚生労働大臣が届出を受理していない団体が認定する専門性資格※1を 有する旨等、広告可能事項に該当しないものは、原則として広告できない。 しかし、広告可能事項の限定解除要件を満たし、かつ禁止される広告に 該当しない場合は、広告可能事項に該当するか否かによらず広告できる。 以下の事例は、容易に照会できるように問い合わせ先(電話番号、E メールアドレス等) を明示しておらず、限定解除要件を満たしていない。



※1「医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名等について」 に記載された範囲であれば限定解除せずに広告可能

限定解除要件を満たす改善例

左記を広告する際には、広告可能事項の限定解除要件に係る 情報を十分に記載する必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ ブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を 与えない対応が必要である。



能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。

(自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要が ある。詳細は本事例解説書p.37-45を参照

医療法関連法令	法第6条の6第1項、令第3条の2 , 法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第1号、第2号
医療広告ガイドライン	第2の3 暗示的又は間接的な表現の扱い , 第3の1(5) 広告が可能とされていない事項の広告 第4の4 (2) 法第6条の5第3項第2号 , 第4の4(9) 法第6条の5第3項第9号
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-6,3-1,3-2,3-3,3-4,3-5,3-6,3-7,3-16,5-10

第1章 ウェブサイトにおける事例

- 1-1 広告が禁止される事例
- 1-2 広告可能事項の記載が不適切な事例
- 1-3 限定解除要件の記載が不適切な事例
 - ①限定解除要件について
 - ②自由診療に関する限定解除要件について
- 1-4 広告するにあたって注意が必要な事例

(28) 自由診療における限定解除(全体概要)

限定解除を満たしていない表現

自由診療は、一部の例外を除いて広告可能事項には該当しないため、原 則として広告できない。しかし、広告可能事項の限定解除要件を満たし、 かつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事項に該当するか否 かによらず広告できる。

以下の事例は、「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」 や「治療の主な副作用・リスク」の記載がない、又は不十分で、限定解除 要件を満たしていない。

「通常必要とされる治療内容」が記載されていない、または国民や 患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

個別具体例は、p.38「事例① 治療等の内容」を参照

「治療期間及び回数」が記載されていない、または国民や患者に 対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

個別具体例は、p.39「事例② 治療期間及び回数」を参照

「標準的な費用」が記載されていない、または国民や患者に対して 適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

個別具体例は、p.40「事例③ 標準的な費用」を参照

「主なリスクや副作用」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

個別具体例は、p.41、42「事例④ 主なリスク、副作用」を参照

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」「治療の主な副作用・リスク」を十分に記載する必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



(付随手術費用を除く)

金額

治療における主なリスクや副作

解説4

用を記載する

10,000円-20,000円

20.000円-140.000円

10,000-85,000円

リスク・副作用

付随手術

・ 治療費が高額で治療期間が比較的長い

内容

• 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある

インプラント埋入手術

インプラント二次手術 (症状により要否は異なります)

補綴物

GBR

骨移植

- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

総額(1歯欠損の場合)

<内訳> 種類

検査·診断

インプラント手術

		Ŧ
医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号	
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12]

(28) 自由診療における限定解除(個別具体例 1/5) 通常必要とされる治療等の内容

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「通常必要とされる治療等の内容」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

事例①-1 治療等の内容



解説①-1

具体的な治療等の内容が 記載されていない

インプラント治療とは

インプラント治療は、失った歯に近い歯を取り戻すことができます。

事例①-2 治療等の内容



◆ 解説①-2

治療等の内容に関連した記載自 体はあるものの、不十分である

インプラント治療とは

インプラントは歯を失った人が行う治療で、最近では技術が進み、 様々な治療方法がございます。

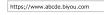
当院では3種類の方法でインプラント治療を行っております。

患者様と相談して治療方法を決めていきますので、まずはご来院ください!

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「通常必要とされる治療等の内容」を十分に記載する必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



解説①-1,2

治療等の内容を適切かつ十分 に記載する

治療方法:インプラント

インプラント治療とは インブラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって噛み心地や見た目を回復するための治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に入工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯

インプラントの治療の流れ

検査

をつくります。

口の中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラント の持ち具合に関わったりするため検査をします

エックス線 撮影・検査

インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そ のため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。

骨の移植

顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。そのような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。

手術 (治療によっては2回) 麻酔をして顎の骨にインブラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎 の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インブラントを埋めます。インブラントを埋める際にインブラントを歯肉で覆った場 合は、インブラントの頭を出すためにもう一度手術を行います

仮歯を 入れる 骨とインブラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取り と噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、まず仮歯をつくって口の中に合わせます。

最終的な 歯を入れる 仮歯のチェックを行い、もう一度型取りと噛み合わせの確認を行って最終的な歯をつくります。この時は歯の色もチェックして出来映えに反映させます。

治療期間·回数

治療期間 3-6ヵ月 治療回数 5-6回

費用(※症状によって金額は変動します)

総額(1歯欠損の場合)

200,000円~300,000円 (付随手術費用を除く)

<内訳>

種類	内容	金額
検査·診断		10,000円-20,000円
	インプラント埋入手術	20,000円-140,000円
インプラント手術	インプラント二次手術 (症状により要否は異なります)	10,000-85,000円
	補綴物	20,000円-140,000円
付随手術	GBR	50,000円-100,000円
1기 만난 그-1/1기	骨移植	50,000円-100,000円

リスク・副作用

- ・ 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- ・ 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- ・ 噛む感覚が自分の歯と違う

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号	
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12	ź

(28) 自由診療における限定解除(個別具体例 2/5) 治療期間及び回数

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「治療期間及び回数」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

事例②-1 治療期間・回数 解説②-1 通常必要とされる治療期間及び回数が記載されていない 治療期間は患者様の状態により異なります

事例②-2 治療期間・回数

×

解説②-2

最低限の治療期間及び回数 しか記載されていない

治療期間·回数

治療期間:1か月〜 治療回数:2回〜

事例2-3 治療期間・回数



解説②-3

治療期間しか記載されていな い

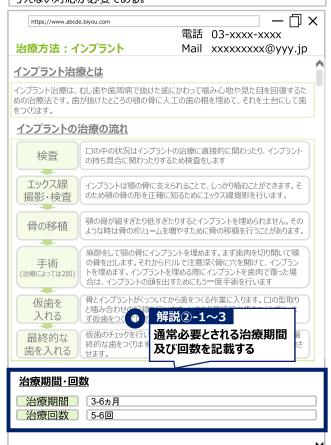
治療期間:3-6ヵ月

治療期間

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「治療期間及び回数」を十分に記載する必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



CASE:自由診療で用いる医薬品の情報提供を行う場合

事例2-4 治療期間・回数

話題の美容内服をお手軽にお求めいただけます。



解説2-4

医薬品の商品名を 表示している



解説②-4

用法・用量、標準 的な治療期間が 記載されていない ▲▲▲▲錠(作成者注:医薬品の商品名)は、服用するだけで美肌効果が期待できます。

解説②-4

医薬品の一般的名称を記載する

○ ○治療では、 ● ● ● ● (作成者注:医薬品の一般的名称)を服用することで、肌のシミを薄くします。

用法·用量

・1日3回毎食後に2錠ずつ服用します。

服用期間の目安

一般的に、効果が現れるまで3~4か月程 度服用を続けます。

効果を実感する時期には個人差があります。

| **る錠数等、** | 人差があります。 | **用量を記**す



通常必要とされる服 用期間を記載する 1日の中での服 用回数・タイミン グや1度に服用す る錠数等、用法・ 用量を記載する

● 解説②-4

		_
医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号	
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方 , 第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12]

(28) 自由診療における限定解除(個別具体例 3/5)

標準的な費用

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「標準的な費用」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。





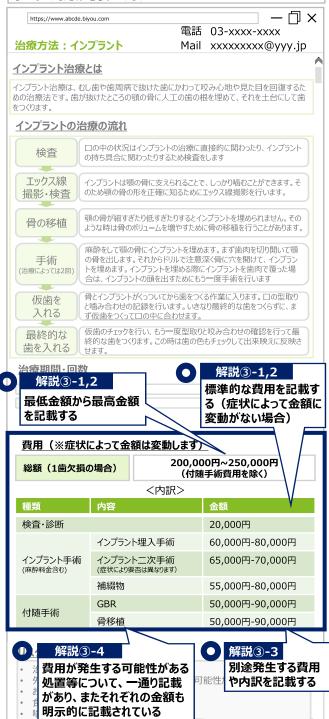




限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「標準的な費用」を十分に記載する必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



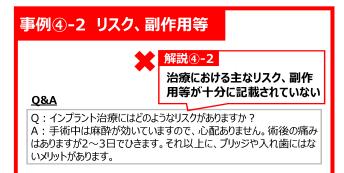
医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号	
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方 , 第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12	2

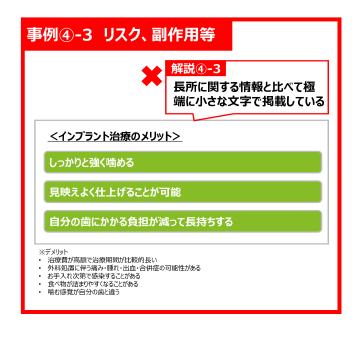
(28) 自由診療における限定解除(個別具体例 4/5) 主なリスク、副作用等

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「主なリスク、副作用等」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

事例 4-1 リスク、副作用等 #説 4-1 治療における主なリスク、副作用等が記載されていない 治療費が高額





限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「主なリスク、副作用等」を十分に記載する 必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号	
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12]4

(28) 自由診療における限定解除(個別具体例 5/5) 主なリスク、副作用等

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「主なリスク、副作用等」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。

事例4-4 リスク、副作用等

×

解説④-4

治療における主なリスク、副作用ではなく、メリットの説明である

リスク(ダウンタイム)について

ダウンタイムはありません。施術当日からメイク可能です。

事例④-5 リスク、副作用等



解説4-5

術中・術後における主なリスク、副 作用の説明ではなく、対象外となる 患者についての説明である

リスク(禁忌事項)について

この施術をお受けできない方

- 風邪・頭痛・発熱・二日酔い・疲労等など体調不良の方。
- 妊娠中、または可能性がある方、授乳中の方。
- 刺青・タトゥーのある部分への施術。
- 切り傷やニキビなどの炎症部位への施術。

事例4-6 リスク、副作用等



解説4-6

治療を受けるにあたっての注意事項 であり、治療を受けたことにより起こ りうるリスク、副作用についての説明 ではない

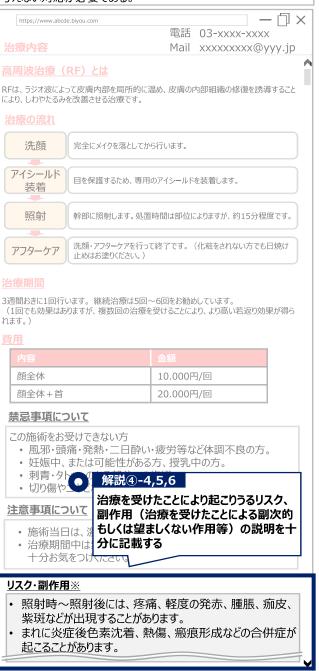
リスク(注意事項)について

- ・ 施術当日は、激しい運動・飲酒等はお控えください。
- 治療期間中は紫外線予防、保湿を必ず行い日焼けや乾燥に 十分お気をつけください。

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「主なリスク、副作用等」を十分に記載する必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



※上記のリスク・副作用の記載例については、日本美容外科学会「美容 医療診療指針(令和3年度改訂版)」p.38,41,42を参考に記載。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号	
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方 , 第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12]

(29) 未承認医薬品等を用いた自由診療における限定解除

前提 承認の有無・前提 「未承認医薬品等であること」等の記載要否 他の同等医薬品等 未承認 わが国の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 必要 も国内承認なし 医薬品等 等に関する法律において、承認等されていない医薬品・医療機器、 他の同等医薬品等 必要(他の承認等された医薬品等の情報を あるいは承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品・ 医瘠機器等) で国内承認あり 明示) 医療機器を用いた治療について、「未承認医薬品等であること」「入 承認とは異なる目的心要(承認等された効能・効果又は用法・ 手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性 承認 用量とは異なることを明示) での使用 等に係る情報」「医薬品副作用被害救済制度の対象にはならない 医薬品等 承認された目的 こと」を明示する必要がある。 (医薬品・ 医療機器等) での使用

未承認医薬品等の要件を満たしていない表現

本頁では、右図の未承認医薬品等の事例を示している。

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件を満たす記 載しかされておらず、未承認医薬品等を用いた自由診療を広告す るための限定解除要件は満たしていない。

事例 未承認医薬品等を用いた治療方法



リフトアップ治療

承認された効能・効果と異なる目的で医薬品 等を使用しているにもかかわらず「未承認医薬 品等であること」「入手経路等」「国内の承認医 薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係 る情報」「医薬品副作用被害救済制度の対象 にはならないこと」が記載されていない

全額

治療方法

○○(作成者注:未承認医療機器の販売名)で照射する超音波を直接肌に あて、皮下に存在する筋膜に熱をピンポイントで加え、リフトアップを行い

治療期間·回数

治療期間 1-2年 治療回数 2-6回

費用※自由診療となります

施術名

たるみ治療

300,000-350,000円

リスクと副作用について

神経の全面的あるいは部分的損傷が起こることで、永久的または -時的なしびれや表情筋の麻痺が発生する

副作用

線状に皮膚が腫れることがある

-時的に知覚が鈍く感じることがある



「国内の承認医薬品等の有無」について、同一の成分 や性能を有する他の国内承認医薬品等がある場合は、 その情報を記載する

例:国内においては〇〇とは別の□□(作成者注:承認医療機器の販売名)が 厚生労働省より承認を取得しています

未承認医薬品等の要件を満たす改善例

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件のほかに、未 承認医薬品等の要件を十分に記載する必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ ブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を



治療方法

○○(作成者注:未承認医療機器の販売名)で照射する超音波を直接肌に あて、皮下に存在する筋膜に熱をピンポイントで加え、リフトアップを行い ます。

治療期間·回数 治療期間 1-2年 治療回数 2-6回

費用※自由診療となります		
施術名	金額	
たるみ治療	300,000-350,000円	

リスク・

リスク <u>神経の全面</u>

線状に皮膚

一時的に知

一時的なし 副作用

解説

「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内 の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性 等に係る情報(承認国がないなど、情報が不足し ている場合は、重大なリスクが明らかになっていない 可能性がある旨)」「医薬品副作用被害救済制 度の対象にはならないこと」を記載する

<u>※00について</u>

未承認医薬品等

この治療で使用される○○は医薬品医療機器等法上の承認を得ていない未承 認医療機器です。

当院で使用している○○は□□国△△社で製造されたものを当院で個人輸入し ております。個人輸入された医薬品等の使用によるリスクに関する情報は下記

URLをご確認ください。 https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp/index.html

国内の承認医薬品等の有無

国内においては承認されている医療機器はありません。

諸外国における安全性等に係る情報

米国のFDA(アメリカ食品医薬品局)に承認されております。リスクとしては痛み・ ヒリヒリ感、みみず腫れ、一時的な腫れ、紫斑、色素増強、瘢痕形成、一時的な 局所神経麻痺が報告されています。

医薬品副作用被害救済制度について

万が一重篤な副作用が出た場合は、国の医薬品副作用被害救済制度の対象 外となります。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-25,3-26

(30) 医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用 いた自由診療における限定解除

わが国の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律において、承認等されていない医薬品・医療機器、 あるいは承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品・ 医療機器を用いた治療について、「未承認医薬品等であること」「入 手経路等「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性 等に係る情報」「医薬品副作用被害救済制度の対象にはならない こと」を明示する必要がある。

本頁では、右図の未承認医薬品等の事例を示している。

承認の有無・前提		「未承認医薬品等であること」等の記載要否
未承認 医薬品等	他の同等医薬品等 も国内承認なし	必要
(医薬品・ 医療機器等)	他の同等医薬品等 で国内承認あり	必要(他の承認等された医薬品等の情報を 明示)
承認 医薬品等	承認とは異なる目的 での使用	必要(承認等された効能・効果又は用法・ 用量とは異なることを明示)
(医薬品・ 医療機器等)	承認された目的での使用	不要

未承認医薬品等の要件を満たしていない表現

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件を満たす記 載しかされておらず、医薬品等を承認された効能・効果と異なる目 的で用いた自由診療を広告するための限定解除要件は満たして いない。

事例 承認された効能・効果と異なる目的 で医薬品等を用いた治療方法

承認された効能・効果と異なる目的で医薬品等を使 用しているにもかかわらず「未承認医薬品等であるこ と」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸 外国における安全性等に係る情報」「医薬品副作用 被害救済制度の対象にはならないこと」が記載されて いない

美容注射:プラセンタ注射(〇〇(作成者注:既承認の医薬品 の販売名))

治療方法と治療回数

治療方法:アミノ酸、核酸、塩基、ミネラルが含まれた〇〇を注射することにより 〇〇 (効果)を図ります

治療回数:週1回~2週間に1回が平均的な回数です。

リスクと副作用について

<u>リスク:内出血</u>

プラセンタ注射は、注射器を用いるため、細い血管に当たってしまい 内出血を引き越してしまうリスクがあります。

本製剤は生体由来の原料を使用しているため、現在未知の病原 体の感染は完全には否定できません。

副作用:下記症状が出る場合があります

過敏症・頭痛・肝機能障害・献血ができなくなります

費用※自由診療となります

施術名	金額
プラセンタ注射	2,500円/本

解説

「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の 承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係 る情報(承認国がないなど、情報が不足している場合 は、重大なリスクが明らかになっていない可能性がある 旨) 」「医薬品副作用被害救済制度の対象にはなら ないことを記載する

未承認医薬品等の要件を満たす改善例

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件のほかに、未 承認医薬品等の要件を十分に記載する必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ ブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を 与えない対応が必要である。



(〇〇(作成者注:既承認の医薬品の販売名))

治療方法と治療回数

治療方法:アミノ酸、核酸、塩基、ミネラルが含まれた〇〇を注射します

治療回数:週1回~2週間に1回が平均的な回数です。

費用※自由診療となります

施術名	金額
プラセンタ注射	2,500円/本

リスクと副作用について

リスク:内出血

プラセンタ注射は、注射器を用いるため、細い血管に当たってしまい 内出血を引き越してしまうリスクがあります。

本製剤は生体由来の原料を使用しているため、現在未知の病原 体の感染は完全には否定できません

副作用:下記症状が出る場合があります

過敏症・頭痛・肝機能障害・献血ができなくなります

※ヒト胎盤抽出物(プラセンタ)について

未承認医薬品等(異なる目的での使用)

ヒト胎盤抽出物(プラセンタ)は、医薬品医療機器等法において、「慢性肝疾 患における肝機能の改善」の効能・効果で承認されていますが、当院で行う美容 目的での使用については国内で承認されていません。

入手経路等

当院で使用しているヒト胎盤抽出物(プラセンタ)は□□国△△社で製造され たものを当院で個人輸入しております。

国内の承認医薬品等の有無

ヒト胎盤抽出物を一般名とする医薬品は国内で承認されておりますが、承認され ている効能・効果及び用法・用量と当院での使用目的・方法は異なります。

諸外国における安全性等に係る情報

現在重大なリスクは報告されておりませんが、VCJD(変異型クロイツフェルト ヤコブ病)の伝播の理論的なリスクは否定できません。

医薬品副作用被害救済制度について

万が一重篤な副作用が出た場合は、国の医薬品副作用被害救済制度の対象 外となります。

医療法	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号	
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件	
医療広告ガイドラインに関するC	&A Q2-14,3-25.3-26	

(31) 医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療における限定解除(GLP-1関連)

前提

わが国の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、承認等されていない医薬品・医療機器、あるいは承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品・医療機器を用いた治療について、「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」「医薬品副作用被害救済制度の対象にはならないこと」を明示する必要がある。

本頁では、右図の未承認医薬品等の事例を示している。

承認の有無・前提		「未承認医薬品等であること」等の記載要否
未承認 医薬品等	他の同等医薬品等 も国内承認なし	必要
(医薬品· 医療機器等)	他の同等医薬品等 で国内承認あり	必要(他の承認等された医薬品等の情報を 明示)
承認 医薬品等	承認とは異なる目的 での使用	必要(承認等された効能・効果又は用法・ 用量とは異なることを明示)
(医薬品・ 医療機器等)	承認された目的 での使用	不要

未承認医薬品等の要件を満たしていない表現

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件を満たす記載しかされておらず、医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診療を広告するための限定解除要件は満たしていない。

事例 承認された効能・効果と異なる目的 で医薬品等を用いた治療方法

GLP-1ダイエット ○○錠

<u>効果</u>

2型糖尿病の治療薬として承認されたGLP-1受容体作動薬を用い、 インスリンの分泌を促すとともに、胃腸や脳に働きかけて満腹感を得たり、食欲を抑制する効果があります。通常、6カ月程で効果が出ます。

用法·用量

______ 1日1回、最初の飲食前に1錠をコップ半分の水とともに服用ください。

副作用・リスク

下記の症状が出る場合がありますが、内服継続をすることで、それら の症状は緩和していきます。一般的には問題なく服用いただける方が ほとんどです。

悪心、嘔気、嘔吐、食欲不振、胃のむかつき、下痢、倦怠感等

費用※自由診療となります

内容	金額
3mg·30錠	15,000円
7mg·30錠	25,000円

解説

承認された効能・効果と異なる目的で医薬品等を使用しているにもかかわらず「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報」「医薬品副作用被害救済制度の対象にはならないこと」が記載されていない

解説

「未承認医薬品等であること」「入手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性等に係る情報(承認国がないなど、情報が不足している場合は、重大なリスクが明らかになっていない可能性がある旨)」 「医薬品副作用被害救済制度の対象にはならないこと」を記載する

未承認医薬品等の要件を満たす改善例

自由診療の広告に必要となる通常の限定解除要件のほかに、未 承認医薬品等の要件を十分に記載する必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

■ Thttps://www.abcde.biyou.com ■ Thttps://www.abcde.biyou.com ■ Thttps://www.abcde.biyou.com ■ Thttps://www.abcde.biyou.com ■ Thttps://www.abcde.biyou.com ■ Thttps://www.abcde.biyou.com ■ Thttps://www.abcde.biyou.com

GLP-1受容体作動薬

<u>効果</u>

2型糖尿病の治療薬として承認されたGLP-1受容体作動薬を用い、インスリンの分泌を促すとともに、胃腸や脳に働きかけて満腹感を得たり、食欲を抑制する効果があります。通常、6カ月程で効果が出ます。

用法·用量

1日1回、最初の飲食前に1錠をコップ半分の水とともに服用ください。

副作用・リスク

下記の症状が出る場合がありますが、内服継続をすることで、それら の症状は緩和していきます。一般的には問題なく服用いただける方が ほとんどです。

悪心、嘔気、嘔吐、食欲不振、胃のむかつき、下痢、倦怠感等

費用※自由診療となります

内容	金額
○○錠3mg·30錠	15,000円
○○錠7mg·30錠	25,000円

未承認医薬品等(異なる目的での使用)

○○錠は、2型糖尿病の治療薬として厚生労働省に承認されています。肥満治療目的での処方は国内で承認されていません。

<u>入手経路等</u>

国内の医薬品卸業者より国内承認薬を仕入れています。

国内の承認医薬品等の有無

○○錠と同成分 (△△) の注射製剤が、肥満症の治療薬として国内で承認されています。

諸外国における安全性等に係る情報

同一成分の注射製剤がアメリカ食品医薬品局(FDA)で肥満症治療薬として承認されていますが、諸外国でも美容・痩身・ダイエット等を目的とした使用は承認されていないため重大なリスクが明らかになっていない可能性があります。

医薬品副作用被害救済制度について

万が一重篤な副作用が出た場合は、国の医薬品副作用被害救済制度の対象外となります。

			9
医療法		法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号	
医療広告	ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件	
医療広告	ガイドラインに関するQ&A	Q2-14,3-25.3-26	2

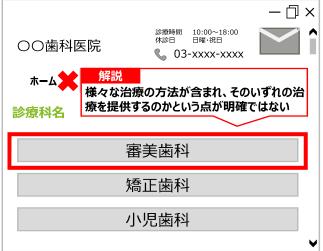
第1章 ウェブサイトにおける事例

- 1-1 広告が禁止される事例
- 1-2 広告可能事項の記載が不適切な事例
- 1-3 限定解除要件の記載が不適切な事例
 - 1限定解除要件について
 - 2自由診療に関する限定解除要件について
- 1-4 広告するにあたって注意が必要な事例

(32) 様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提 供するのかという点が明確ではない診療科名(誇大広告)

広告をしてはならない診療科名の表現

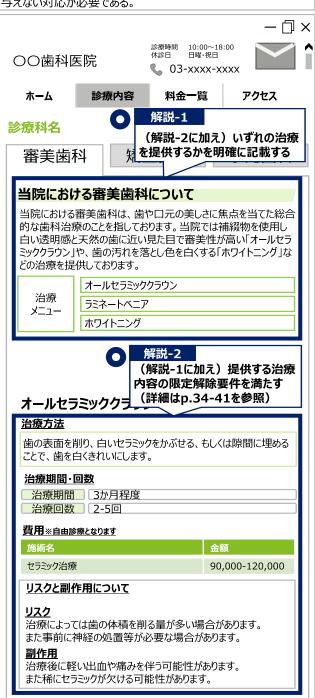
法令上根拠のない名称や、組み合わせの診療科名のうち、様々 な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点 が明確ではない名称について、提供する治療の内容が記載されて おらず不明確であり、限定解除要件が満たされているとしても、誤 認を与える可能性があり、広告できない。



広告をしてはならない診療科名の表現に係る改善例

提供する医療の内容を明確に記載したうえで、限定解除要件を 満たす必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ ブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を 与えない対応が必要である。



補足

診療科名は、医療法施行令第3条の2で定められた診療科名又は当 該診療に従事する医師が厚生労働大臣の許可を受けたもの以外は広告 が認められないが、限定解除要件を満たすことで、広告は可能である。 限定解除の要件を満たすためには、医療広告ガイドラインp.31の広告可 能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。

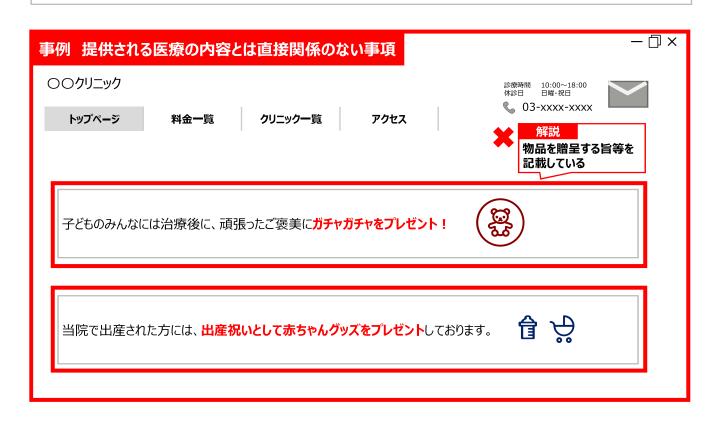
(自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要が ある。詳細は本事例解説書p.37-45を参照。)

医療法関連法令 法第6条の5第2項第2号 医療広告ガイドライン 第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告) 医療広告ガイドラインに関するQ&A Q3-18

(33) 提供される医療とは直接関係ない事項による誘引

提供される医療とは直接関係ない事項の表現

医療広告ガイドラインでは、提供される医療の内容とは直接関係のない情報を強調し、国民・患者を誤認させ、不当に国民・患者を誘引する内容については、広告は行わないものとされている。



医療法関連法令	
医療広告ガイドライン	第3の1 (8) その他 ア ②提供される医療の内容とは直接関係ない事項による誘引
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

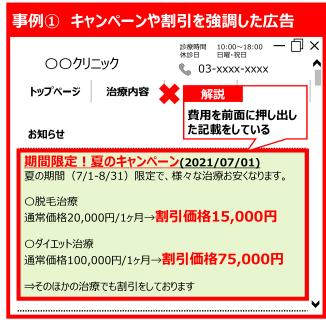
(34) 費用を強調した広告(個別具体例1/2)

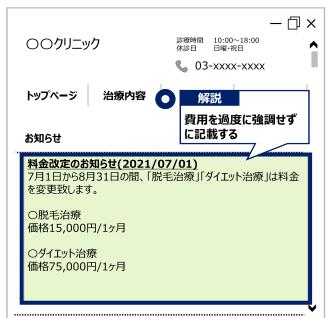
費用を強調した広告

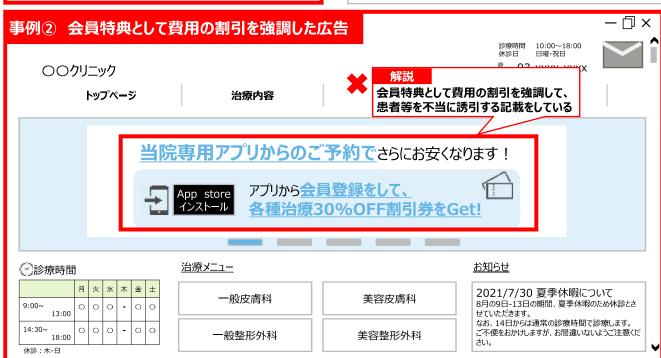
医療広告ガイドラインでは、医療広告は、患者等が広告内容を適切に理解し、治療等の選択に資するよう、客観的で正確な情報の 伝達に努めなければならないから、医療機関や医療の内容につい て品位を損ねる、あるいはそのおそれがある広告は行うべきではない、 とされている。

費用を強調した広告に係る改善例 キャンペーンや割引等の品位を損ねる、あ

キャンペーンや割引等の品位を損ねる、あるいはそのおそれがある 広告は控え、治療の費用は過度に強調せずに記載する。





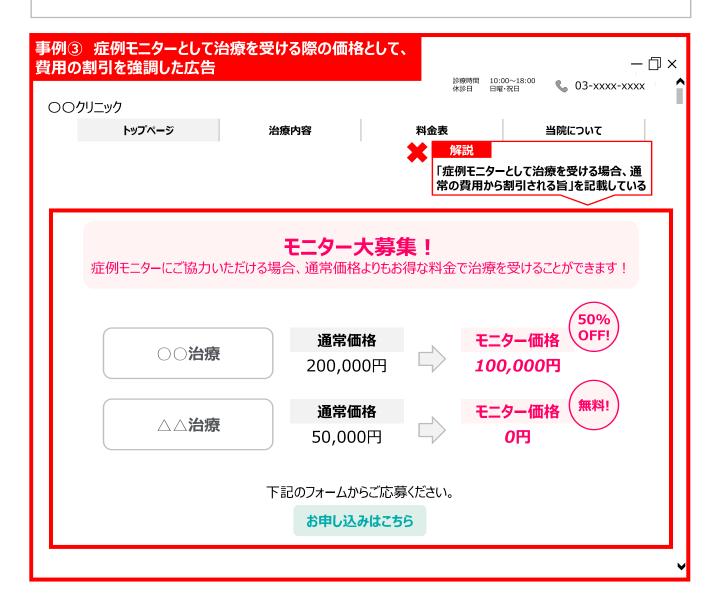


医療法関連法令	
医療広告ガイドライン	第3の1 (8) その他 ア ①費用を強調した広告
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-5

(34) 費用を強調した広告(個別具体例2/2)

費用を強調した広告

医療広告ガイドラインでは、医療広告は、患者等が広告内容を適切に理解し、治療等の選択に資するよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならないから、医療機関や医療の内容について品位を損ねる、あるいはそのおそれがある広告は行うべきではない、とされている。



医療法関連法令		
医療広告ガイドライン	第3の1 (8) その他 ア ①費用を強調した広告	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-5]

(35) 医薬品の販売名(医薬品医療機器等法)

医薬品の販売名

平成29年9月29日付け薬生発0929第4号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の別紙「医薬品等適正広告基準」により、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告は行わないものとされていることに鑑み、医薬品又は医療機器の販売名については、広告してはならない。

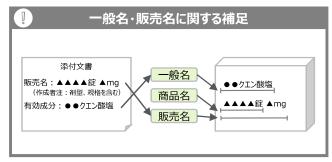
医薬品の販売名に係る改善例

医薬品又は医療機器については、一般的名称等、特定されない 記載をすることにより、広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。







補足

医薬品又は医療機器の販売名についても、広告可能事項の限定解除 要件を満たした場合には、広告可能事項の限定が解除でき、広告が可 能である。

広告している医薬品が未承認の場合や、承認された効能効果以外の用途で使用されている場合は、通常の限定解除要件に加えて、「未承認医薬品であることの明示」「入手経路等の明示」「国内の承認医薬品等の有無の明示」「諸外国における安全性等に係る情報の明示」「医薬品副作用被害救済制度の対象にはならないこと」の記載が必要である。(詳細は本事例解説書P.45-47を参照)

医療法関連法令	医薬品医療機器等法
医療広告ガイドライン	第3の1 (8) その他 イ ①医薬品医療機器等法
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-15

(36) バナー広告における違反

バナー広告の不適切な表現

医療広告ガイドラインでは、「①患者の受診等を誘引する意図があること(誘引性)」と「②医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること(特定性)」のいずれの要件も満たす場合、医療広告規制の対象になるとされており、これらを満たす場合は医療機関ホームページに限らずバナー広告も対象となる。

バナー広告では、禁止される広告は当然に不適切であることに加え、限定解除要件「①医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること」を満たさないことから広告可能事項以外は広告することができない。



医療広告ガイドラインにおけるバナー広告の扱いについて

医療広告ガイドラインでは、広告可能事項の限定解除の具体的な要件にて、「インターネット上のバナー広告、あるいは検索サイト上で、例えば「癌治療」を検索文字として検索した際に、スポンサーとして表示されるものや検索サイトの運営会社に対して費用を支払うことによって意図的に検索結果として上位に表示される状態にしたものなどは、①を満たさないものであること。」とされており、バナー広告は限定解除要件①を満たさないことから、広告可能事項以外を広告することはできない。なお、バナー広告自体が一律禁止されているわけではなく、広告可能事項の範囲内であれば広告可能である。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号他
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件他
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-7

(37) リスティング広告における違反

リスティング広告の不適切な表現

医療広告ガイドラインでは、「①患者の受診等を誘引する意図があること(誘引性)」と「②医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること(特定性)」のいずれの要件も満たす場合、医療広告規制の対象になるとされており、これらを満たす場合は医療機関ホームページに限らずリスティング広告も対象となる。

リスティング広告では、禁止される広告は当然に不適切であることに加え、限定解除要件「①医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること」を満たさないことから広告可能事項以外は広告することができない。



医療広告ガイドラインにおけるリスティング広告の扱いについて

医療広告ガイドラインでは、広告可能事項の限定解除の具体的な要件にて、「インターネット上のバナー広告、あるいは検索 サイト上で、例えば「癌治療」を検索文字として検索した際に、スポンサーとして表示されるものや検索サイトの運営会社に対し て費用を支払うことによって意図的に検索結果として上位に表示される状態にしたものなどは、①を満たさないものであること。」 とされており、リスティング広告は限定解除要件①を満たさないことから、広告可能事項以外を広告することはできない。 なお、リスティング広告自体が一律禁止されているわけではなく、広告可能事項の範囲内であれば広告可能である。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(38) 特定の人のみが閲覧可能な広告における違反

特定の人のみが閲覧可能な広告における違反例

当該医療機関に係る情報取得を希望した者のみ閲覧可能な状態(一般人は閲覧不可)であっても広告規制の対象になるため、禁止される広告は当然に認められない。



補足

虚偽広告や比較優良広告等だけではなく、法又は広告告示により広告が可能とされた事項以外の広告も認められないが、通常のウェブサイトと同様、限定解除要件を満たすことで広告は可能である。限定解除の要件を満たすためには、医療広告ガイドラインp.31の広告可能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。

(自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要がある。詳細は本事例解説書p.37-45を参照。)

医療法関連法令	
医療広告ガイドライン	第2 広告規制の対象範囲
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-10

第2章 SNS・動画広告における事例

2-1 SNSにおける広告事例

2-2 動画における広告事例

SNSにおける広告形態と主な違反形態

SNSにおける広告形態

メディアによっても異なるが、SNSにおいては概ね次の構成によって医療広告が行われている実態がある。

- ①プロフィール
- ②投稿(テキスト、画像、動画(一定期間で限定公開されるものを含む))
- ③返信

なお、SNSによる情報提供については、メディアの特性等を踏まえ、以下の点も医療広告に相当することに留意が必要である。

- ・「②投稿」に字数制限がある場合に、自らの投稿に対して「③返信」を行うことで、一連の投稿として情報提供を行う場合
- ・画像、動画音声等の手段により情報提供を行う場合
- ・「②投稿」や「③返信」内のハッシュタグ(#)によるタグ付け部分
- (※投稿内容と関係のないハッシュタグによる誘引は不適切)
- ・個人アカウントによる情報であっても、医療機関・医師等への特定性と誘引性をいずれも有する場合

SNSにおける広告の構成と主な違反形態

①プロフィール

○○○○クリニック 公式

アクセスいただき、ありがとうございます!

- ○○クリニック公式アカウントです。キレイになりたい皆様を応援するため、 美容の知識やお得な施術情報などを発信していきます!
- ◎ 東京都千代田区…
- @ line.me/...

②投稿

○○○○クリニック 公式 @ xxx.clinic 4月1日

最先端の痩身治療「▲▲▲▲」が¥10,000~利用可能です! <mark>従来の2倍以上</mark>の脂肪細胞を破壊・排出し、短期間で下腹部のたるみを 解消できます。副作用もほとんどありません。

#▲▲▲▲ #メディカル痩身 #美容点滴







③返信

○○○○クリニック 公式 @ xxx.clinic 4月1日

「②投稿」に対して「③返信」を行うことで、一連の投稿として情報提供を行う場合もあり

▼治療内容・費用、リスク・副作用等の詳細は、当院ホームページでご確認ください。

XXX.clinic.co.jp

※<mark>ハイライト箇所</mark>は、医療広告規制に抵触する記載・表現

広告が禁止される事項

①プロフィール、②投稿、③返信、 いずれかに含まれていれば違反と なる

- 虚偽広告
- 誇大広告
- 比較優良広告
- 体験談等

自由診療に関する限定 解除要件

①プロフィール、②投稿、③返信 内又はこれらの組合せにより、次 の情報提供が一体的かつ一覧 性をもってなされていなければ違 反となる

- 治療等の内容及び費用
- ・治療等の主なリスク・副作用

ビフォーアフター写真

①プロフィール、②投稿、③返信 内又はこれらの組合せにより、画像の付近に次の情報提供が一体的かつ一覧性をもってなされていなければ違反となる

- 治療等の内容及び費用
- ・ 治療等の主なリスク・副作用

SNSにおける広告形態と主な違反形態 一体的かつ一覧性をもった情報提供のあり方

SNSにおける医療広告については、一つの投稿内で情報提供が完結せず、返信等によって一連の投稿として情報提供を行う場合がある。こうした場合も、一連の情報の確認を促すなど、患者等にとって分かりやすい情報提供となるよう、一体的かつ一覧性をもった情報提供を行う必要がある。

※以下は一例であり、実際のSNSにおける全体の構図を考慮して、患者等にとって分かりやすい情報提供が行われる必要がある。

★ 情報提供が分かりにくいもの 例1:必要な情報提供が一連の投稿の中で なされていない プロフィール ○○治療(作成者注:自由診療 で行われる治療)を行っています。 連絡先 XX 投稿 例2:必要な情報提供が一体性、一覧性を もってなされていない プロフィール 連絡先 XX 投稿 ○○治療のメリットとは・・・ 投稿 ○○治療では・・・を行います。 投稿 ○○治療の費用、リスク・副作用 は・・・です。

例 1	われているもの	
	プロフィール ○ 治療 ○ 治療では・・・を行います。 ○ 治療の費用、リスク・副作用 は・・・です。 連絡先 XX	0 0 0 0 0 0 0 0
	投稿	
_ 例 2	: 情報提供された投稿の掲載場所を明し、その投稿の近傍で一体的かつ一覧をもって必要な情報提供が行われてい プロフィール	1
	本治療の詳細は1投稿目をご覧ください。(投稿を固定しています) 連絡先 XX	
	投稿 ○○治療の内容、費用、リスク・副作用は・・・です。	
	投稿	
	<u>i</u>	

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号	
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12	5

(39) 体験談(省令禁止事項)

治療内容又は効果に関する体験談の表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされている。

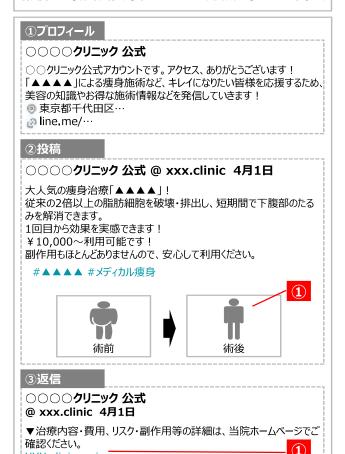


医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18

(40) ビフォーアフター写真(省令禁止事項)

ビフォーアフター写真において治療等の効果又は内容に ついて患者等に誤認を与えるおそれがある表現

医療広告ガイドラインでは、個々の患者の状態等により当然に治療等の結果は異なるものであることを踏まえ、誤認させるおそれがある写真等については医療に関する広告としては認められないとされている一方で、詳細な説明を付した場合についてはこれに当たらない、とされている。ビフォーアフター写真の掲載に必要な情報が十分に記載されておらず治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがあるものについては、広告することはできない。



事例① 主なリスク、 副作用等

XXX.clinic.co.jp

次のケースは違反となる。

- ・ビフォーアフター写真のみが掲載され、説明が 一切ない
- ・説明が付されているが、通常必要とされる治療内容・費用、主なリスク・副作用に関する説明が不足している。または、自院HP等の別リンク先で記載されている

ビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前又は術後の写真に通 常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主 なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付すことにより 広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際の SNSにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与 えない対応が必要である。

①プロフィール

○○○○クリニック 公式

- ○ クリニック公式アカウントです。アクセス、ありがとうございます!
- 「▲▲▲▲」による痩身施術など、キレイになりたい皆様を応援するため、 美容の知識やお得な施術情報などを発信していきます!
- ◎ 東京都千代田区…
- ine me/...

②投稿

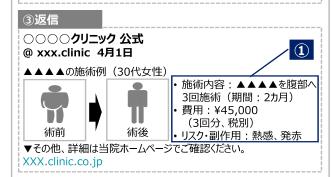
○○○クリニック 公式 @ xxx.clinic 4月1日

大人気の痩身治療「▲▲▲▲」! 医療痩身用HIFUの超音波技術により、皮下脂肪にダイレクトに働きかけ、従来の2倍以上の脂肪細胞を破壊・排出し、短期間で下腹部のたるみを解消できます。

1回目から効果を実感できますが、2カ月3回程の施術が効果的です。 1回1エリア¥10,000~¥15,000で利用可能です!

副作用もほとんどありませんが、稀に熱感、発赤が起こりえます。

#▲▲▲ #メディカル痩身



解説①

術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、 副作用等に関する事項等の詳細な情報を付す。

※上記以外のビフォーアフター写真に関する違反事例や改善例は、P27~P30を参照ください。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

(41) 自由診療における限定解除 通常必要とされる治療等の内容・治療期間及び回数・費用

限定解除を満たしていない表現

自由診療は、一部の例外を除いて広告可能事項には該当しないた め、原則として広告できない。しかし、広告可能事項の限定解除要 件を満たし、かつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事 項に該当するか否かによらず広告できる。

以下の事例は、「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費 用」や「治療の主な副作用・リスク」の記載がない、又は不十分で、限 定解除要件を満たしていない。

限定解除要件を満たす改善例

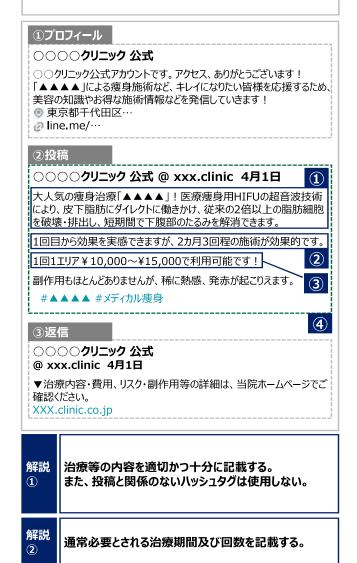
限定解除要件である「提供している治療内容と治療に必要な標準的 な費用」「治療の主な副作用・リスク」を十分に記載する必要がある。 ※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のSNSに おける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応 が必要である。

①プロフィール ○○○○クリニック 公式 1 ○ ○ クリニック公式アナブントです。アクセス、ありがとうございます!「▲▲▲▲」による痩身施術など、キレイになりたい皆様を応援するため、 美容の知識やお得な施術情報などを発信していきます! ◎ 東京都千代田区… @ line.me/... ②投稿 ○○○クリニック 公式 @ xxx.clinic 4月1日 大人気の痩身治療「▲▲▲▲」! 従来の2倍以上の脂肪細胞を破壊・排出し、短期間で下腹部のたる みを解消できます。 **(2**) 1回目から効果を実感できます! ¥10,000~利用可能です! **3** 副作用もほとんどありませんので、安心して利用ください。 **1** #▲▲▲ #メディカル痩身 #美容点滴 ③**返信** ○○○クリニック 公式 @ xxx.clinic 4月1日 ▼治療内容・費用、リスク・副作用等の詳細は、当院ホームページでご 確認ください。 **(4**)

XXX.clinic.co.jp プロフィール欄で施術がある旨のみ記載し、治 療等の内容の説明がない。又は、投稿等での 事例① 補足説明が不十分である。 治療内容 また、投稿内容と関係のないハッシュタグを使 用している。 最低限の治療期間及び回数しか記載されてい 事例② 治療期間· ない等、通常必要とされる治療期間及び回数

回数	が記載されていない。
事例③ 標準的な 費用	最低金額のみが記載されている等、治療等に 必要な標準的な費用が記載されていない。

通常必要とされる治療内容、標準的な費用、 事例④ リンク先での 治療期間及び回数が、自院HP等の別リンク 説明 先でないと確認できない。



費用が発生する可能性がある治療等について、標準的

な料金(最低金額から最高金額等)を記載する。なお

別途発生する費用や内訳等があれば、それも記載する。

別リンク先での情報提供では不十分で、プロフィール、投

稿、返信の一連の広告の中で、通常必要とされる治療

内容、標準的な費用、治療期間及び回数を説明する。

※上記以外の自由診療における限定解除に関する違反事例や改善例は、P37~P45を参照ください。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

解説

解説

4)

3

(41) 自由診療における限定解除 主なリスク、副作用等

限定解除を満たしていない表現

自由診療は、一部の例外を除いて広告可能事項には該当しないため、原則として広告できない。しかし、広告可能事項の限定解除要件を満たし、かつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事項に該当するか否かによらず広告できる。

以下の事例は、「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」や「治療の主な副作用・リスク」の記載がない、又は不十分で、限定解除要件を満たしていない。

①プロフィール

○○○○クリニック 公式

- ○○クリニック公式アカウントです。アクセス、ありがとうございます!
- 「▲▲▲▲」による痩身施術など、キレイになりたい皆様を応援するため、 美容の知識やお得な施術情報などを発信していきます!
- ◎ 東京都千代田区…
- line.me/...

②投稿

○○○ クリニック 公式 @ xxx.clinic 4月1日

大人気の痩身治療「▲▲▲▲」!

従来の2倍以上の脂肪細胞を破壊・排出し、短期間で下腹部のたる みを解消できます。

1回目から効果を実感できます!

¥10,000~利用可能です!

副作用もほとんどありませんので、安心して利用ください。一

1

#▲▲▲ #メディカル痩身

③返信

○○○クリニック 公式

@ xxx.clinic 4月1日

▼治療内容・費用、リスク・副作用等の詳細は、当院ホームページでご確認ください。

XXX.clinic.co.jp

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」「治療の主な副作用・リスク」を十分に記載する必要がある。 ※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のSNSにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。

①プロフィール

○○○○クリニック 公式

- ○○クリニック公式アカウントです。アクセス、ありがとうございます!
- 「▲▲▲▲」による痩身施術など、キレイになりたい皆様を応援するため、 美容の知識やお得な施術情報などを発信していきます!
- 🦁 東京都千代田区…
- line.me/...

②投稿

○○○○クリニック 公式 @ xxx.clinic 4月1日

大人気の痩身治療「▲▲▲▲」! 医療痩身用HIFUの超音波技術により、皮下脂肪にダイレクトに働きかけ、従来の2倍以上の脂肪細胞を破壊・排出し、短期間で下腹部のたるみを解消できます。

1回目から効果を実感できますが、2カ月3回程の施術が効果的です。

1回1エリア¥10,000~¥15,000で利用可能です!

1

(2)

副作用もほとんどありませんが、稀に熱感、発赤が起こりえます。

#▲▲▲ #メディカル痩身

3) 返信

○○○○クリニック 公式

@ xxx.clinic 4月1日

▼治療内容・費用、リスク・副作用等の詳細は、当院ホームページでご 確認ください。

XXX.clinic.co.jp

事例① 主なリスク、 副作用等

治療における主なリスク、副作用等が記載されていない。なお、次の場合も、主なリスク・副作用の情報提供に相当しない。

- ・長所に比べ極端に小さな文字での記載
- ・対象外となる患者や禁忌事項 (「妊娠中、または可能性がある方、授乳中 の方」等)
- ・治療を受けるにあたっての注意事項 (「当日は、激しい運動・飲酒等はお控えくだ さい」等)

事例② リンク先での 説明

治療等に伴う主なリスクや副作用が、自院HP 等の別リンク先でないと確認できない。 解説①

長所等の他の情報と同様に、治療を受けたことにより起こりうるリスク、副作用(治療を受けたことによる副次的もしくは望ましくない作用等)の説明を十分に記載する。

解説②

別リンク先での情報提供では不十分であり、プロフィール、投稿、返信の一連の広告の中で、治療等に伴う主なリスクや副作用を説明する。

※上記以外の自由診療における限定解除に関する違反事例や改善例は、P37~P45を参照ください。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方 , 第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

第2章 SNS・動画広告における事例

- 2-1 SNSにおける広告事例
- 2-2 動画における広告事例

動画サイトにおける広告形態と主な違反形態

動画サイトにおける広告形態

メディアによっても異なるが、動画サイトにおいては概ね次の構成によって医療広告が行われている実態がある。

- ①プロフィール
- ②動画
- 39イトル
- ④概要欄

なお、動画による情報提供については、メディアの特性等を踏まえ、以下の点も医療広告に相当することに留意が必要である。

- ・テロップ、動画音声等の手段により情報提供を行う場合
- ・「①プロフィール」や「④概要欄」内のハッシュタグ(#)によるタグ付け部分
- (※投稿内容と関係のないハッシュタグによる誘引は不適切)
- ・個人アカウントによる情報であっても、医療機関・医師等への特定性と誘引性をいずれも有する場合

動画サイトにおける広告の構成と主な違反形態



※<mark>ハイライト箇所</mark>は、医療広告規制に抵触する記載・表現

広告が禁止される事項

①プロフィール、②動画、③タイト ル、④概要欄、いずれかに含まれ ていれば違反となる

- 虚偽広告
- 誇大広告
- 比較優良広告
- 体験談等

自由診療に関する限定 解除要件

②動画内又は①プロフィール、③ タイトル、④概要欄との組合せに より、次の情報提供が一体的か つ一覧性をもってなされていなけ れば違反となる

- 治療等の内容及び費用
- 治療等の主なリスク・副作用

ビフォーアフター写真

②動画内の一連の流れで、画像 の付近に次の情報提供がなされ ていなければ違反となる

- 治療等の内容及び費用
- 治療等の主なリスク・副作用

動画における広告形態と主な違反形態 一体的かつ一覧性をもった情報提供のあり方

動画サイトにおける医療広告については、動画内で情報提供が完結せず、概要欄やコメント欄等によって一連の投稿として情報提供を行う場合がある。こうした場合にも、一連の情報の確認を促すなど、患者等にとって分かりやすい情報提供となるよう、十分に配慮する必要がある。

※以下は一例であり、実際の動画における全体の構図を考慮して、患者等にとって分かりやすい情報提供が行われる必要がある。

່ 情報提	供が分かりにくいもの
	が要な情報提供が動画内や概要欄 でなされていない
] ○治療(作成者注:自由診療 われる治療)」のメリットとは
概要	基欄
ا لات	ント
も 動画	必要な情報提供が一体性、一覧性を ってなされていない] ○治療」のメリットとは
概要	王欄
X.	>h :
	○○の治療の内容、費用、 リスク・副作用は・・・です。

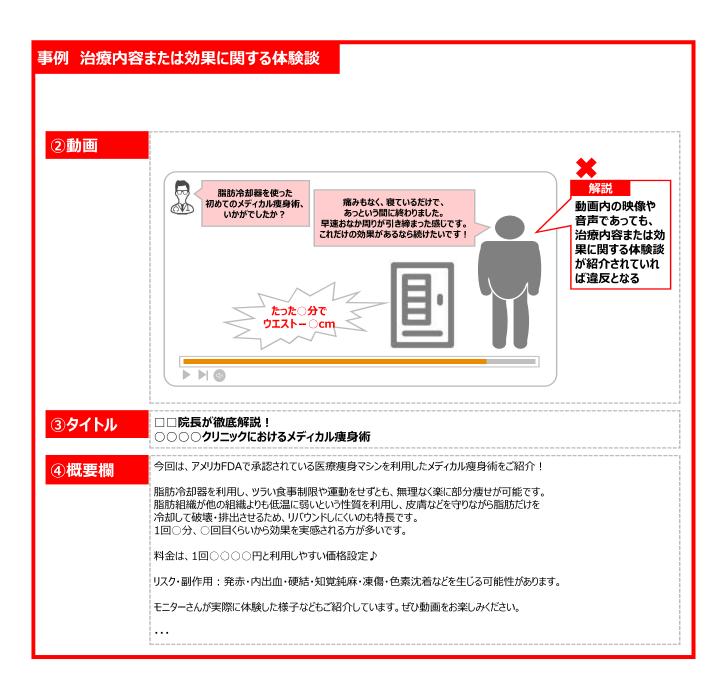
	りかつ一覧性をもって情報提供 ているもの	が
f - 1	必要な情報提供が一つの動画内で一 体的かつ一覧性をもって情報提供が行 つれている	, =, , =, ,
·治·	町 回ご紹介する「○○治療」について 療内容:・・・ 用:・・・円 Kク・副作用:・・・	
概里	要欄	
אַב	ント	
Ü	情報提供の掲載場所を動画内で明示 、動画の近傍で一体的かつ一覧性を って必要な情報提供が行われている	
動 個 今に は概	町 回ご紹介した「○○治療」の詳細 現要欄をご覧ください	
·治· ·費	受欄 ○治療」のまとめ 療内容:・・・ 用:・・・円 スク・副作用:・・・	
אַב	i	
	> !	

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12

(42) 体験談(省令禁止事項)

治療内容又は効果に関する体験談の表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされている。



医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18

(43) ビフォーアフター写真(省令禁止事項)

ビフォーアフター写真において治療等の効果又は内容に ついて患者等に誤認を与えるおそれがある表現

医療広告ガイドラインでは、個々の患者の状態等により当然に治療等の結果は異なるものであることを踏まえ、誤認させるおそれがある写真等については医療に関する広告としては認められないとされている一方で、詳細な説明を付した場合についてはこれに当たらない、とされている。ビフォーアフター写真の掲載に必要な情報が十分に記載されておらず治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがあるものについては、広告することはできない。



事例① 主なリスク、 副作用等

次のケースは違反となる。

- ・ビフォーアフター写真のみが掲載され、説明が 一切ない
- 説明が付されているが、通常必要とされる治療内容・費用、主なリスク・副作用に関する説明が不足している。または、自院HP等の別リンク先で記載されている

ビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前又は術後の写真に通 常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主 なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付すことにより 広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際の SNSにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与 えない対応が必要である。



解説①

術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、 副作用等に関する事項等の詳細な情報を付す。

※上記以外のビフォーアフター写真に関する違反事例や改善例は、P27~P30を参照ください。

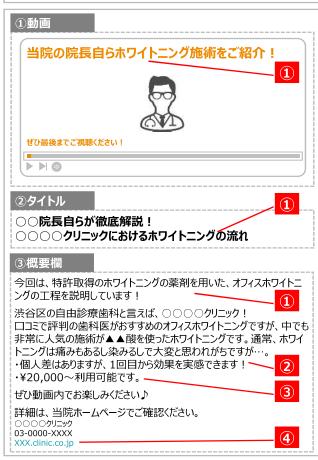
医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

(44) 自由診療における限定解除 通常必要とされる治療等の内容・治療期間及び回数・費用

限定解除を満たしていない表現

自由診療は、一部の例外を除いて広告可能事項には該当しないため、原則として広告できない。しかし、広告可能事項の限定解除要件を満たし、かつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事項に該当するか否かによらず広告できる。

以下の事例は、「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」や「治療の主な副作用・リスク」の記載がない、又は不十分で、限定解除要件を満たしていない。



タイトル等で施術がある旨のみ記載し、治療 事例① 等の内容の説明がない。又は、動画や概要欄 治療内容 での補足説明が不十分。 最低限の治療期間及び回数しか記載されてい 事例② 治療期間· ない等、通常必要とされる治療期間及び回数 回数 が記載されていない。 事例③ 最低金額のみが記載されている等、治療等に 標準的な 必要な標準的な費用が記載されていない。 費用 事例④ 通常必要とされる治療内容、標準的な費用、

先でないと確認できない。

リンク先での

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」「治療の主な副作用・リスク」を十分に記載する必要がある。 ※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のSNSにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応が必要である。



解説①	治療等の内容を適切かつ十分に記載する。
解説	通常必要とされる治療期間及び回数を記載する。
解説	費用が発生する可能性がある治療等について、標準的 な料金(最低金額から最高金額等)を記載する。なお、 別途発生する費用や内訳等があれば、それも記載する。
AD≣H	別リンク先での情報提供では不十分で、動画、タイトル、

概要欄の一連の広告の中で、通常必要とされる治療内

容、標準的な費用、治療期間及び回数を説明する。

※上記以外の自由診療における限定解除に関する違反事例や改善例は、P37~P45を参照ください。

治療期間及び回数が、自院HP等の別リンク

WEIGHT FIELD WILLIAM OF THE STATE OF THE STA		
医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号	
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12	

解説

4)

(44) 自由診療における限定解除 主なリスク、副作用等

限定解除を満たしていない表現

○○○クリニック 03-0000-XXXX

事例①

主なリスク、

副作用等

事例②

説明

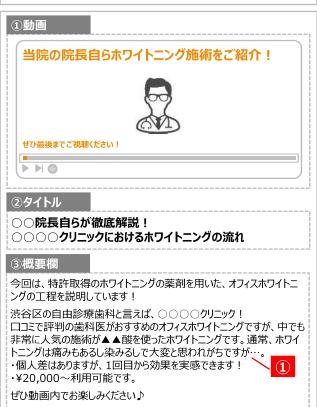
リンク先での

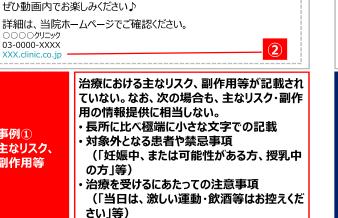
自由診療は、一部の例外を除いて広告可能事項には該当しないた め、原則として広告できない。しかし、広告可能事項の限定解除要 件を満たし、かつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事 項に該当するか否かによらず広告できる。

以下の事例は、「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費 用」や「治療の主な副作用・リスク」の記載がない、又は不十分で、限 定解除要件を満たしていない。

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「提供している治療内容と治療に必要な標準的 な費用」「治療の主な副作用・リスク」を十分に記載する必要がある。 ※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のSNSに おける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を与えない対応 が必要である。







長所等の他の情報と同様に、治療を受けたことによ 解説① り起こりうるリスク、副作用(治療を受けたことによ る副次的もしくは望ましくない作用等)の説明を十 分に記載する。 別リンク先での情報提供では不十分であり、動画、 解説② タイトル、概要欄の一連の広告の中で、治療等に

伴う主なリスクや副作用を説明する。

※上記以外の自由診療における限定解除に関する違反事例や改善例は、P37~P45を参照ください。

治療等に伴う主なリスクや副作用が、自院HP

等の別リンク先でないと確認できない。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12